

令和5年第10回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和5年12月 7日

閉会 令和5年12月13日

熊本県球磨郡湯前町

令和5年第10回定例会

会 期 令和5年12月 7日(木)から 7日間
令和5年12月13日(水)まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
12	7	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、一般質問
	8	金	休 会		9:00 企画経済建設常任委員会 10:30 総務厚生文教常任委員会
	9	土	休 会		
	10	日	休 会		
	11	月	本会議	午前10時	議案審議
	12	火	休 会		出納検査
	13	水	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

12月7日（木）

令和5年第10回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和5年12月7日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍 次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中山 政 人

開会 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第10回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、倉本議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

10月6日、本町において、熊本県町村議会議員研修会がオンラインで開催されましたので、全議員で出席しました。講師に 防災・危機ジャーナリスト、渡辺実氏が登壇され、「天地動乱の時代！防災のあり方は」という演題で、講演がありました。

10月11日、相良村において、10月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。

10月12日、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会要望会が開催されましたので、出席しました。

10月16日、人吉日向間一般国道整備期成同盟会総会が開催されましたので、出席しました。

10月17日、多良木町において球磨郡町村議会議員親善グラウンド・ゴルフ大会及び交流会が開催されましたので、参加いたしました。

10月29日、くま川鉄道沿線除草作業が実施されましたので、全議員で参加しました。

10月31日、国道219号整備改良促進期成同盟会宮崎県要望会が開催されましたので、出席しました。同日、森林林業林産業活性化九州大会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長及び味岡副委員長に出席いただきました。

11月5日、あさぎり町において、あさぎり町町制施行20周年記念式典が開催されましたので、出席しました。

11月10日、あさぎり町において上球磨町村議会議員研修会及び交流会が開催されましたので、議員と共に参加いたしました。

11月12日、本町においてダイダンの森、森林保全活動が行われましたので、遠坂企画経済建設委員長と共に出席しました。同日、球磨村において球磨川流域橋梁着工式が開催されましたので出席しました。

11月14日、本町において認定農業者同志会との意見交換会が開催されましたので、議員と共に出席しました。認定農業者の現況、町単独補助事業について、今後の農地維持などについて意見交換を行いました。

11月16日、相良村において、11月定例郡議長会議が開催されましたので、出席しました。

11月18日、本町においてJR九州商事の森、森林保全活動が行われましたので、遠坂企画経済建設委員長と共に出席しました。

11月20日、上球磨正副議長会主催による、椎葉村・西米良村議会との意見交換会が開催されましたので、椎葉副議長と共に参加しました。会議では、球磨郡公立多良木病院、上球磨消防組合の職員に出席いただき、現状などについて意見交換を行いました。

11月27日から29日にかけて、球磨郡町村議会議長会で視察研修を行い、群馬県の鳥獣被害対策支援センター及びハツ場ダムを視察いたしました。併せて、東京都において、地元選出国會議員への要望活動を行い、第67回町村議会議長全国大会も開催されましたので、出席しました。

12月1日、西米良村において第68回菊池祭が開催されましたので出席しました。

12月3日、あさぎり町において、第25回球磨人吉ラッパ吹奏大会が開催されましたので出席しました。

以上で、議長の報告を終わります。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件のとおり、議案12件、同意1件、議会提出は、1件となります。一般質問は、3人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と、処理経過及び結果について報告します。

陳情2件を受理しております。

11月30日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの。町単独で判断できないものという理由により、いずれも議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から9月、10月、11月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

2番（西 靖邦君） 皆さんお疲れ様です。人吉球磨行政組合議会の報告をいたします。

令和5年第4回定例会が11月24日に、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目について報告します。

1点目、継続審査となっていた令和4年度決算認定について、人吉球磨広域行政組合一般会計の歳入歳出決算の認定を付託された、令和4年度決算特別委員会より審査結果の報告があり、認定することに決定しました。

2点目、一般職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告及び熊本県人事委員勧告に準じ、期末勤勉手当の引き上げ、初任給及び若年層の給料の月額を引き上げる給料の改定等、条例の一部改正を原案の通り可決しました。

3点目、令和5年度一般会計補正予算について、一般会計補正予算の歳出の主なものは、人事院勧告等に伴う人件費の補正が主なものです。歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、令和5年度一般会計予算の歳入総額は24億550万2,000円となり、原案の通り可決しました。

4点目、その他の項目について、翌年度当初から業務を行わなければならない、汚泥再生処理センター薬剤購入の他6件については、債務負担行為を認定し設定しました。令和5年第4回定例会最終日は12月22日に開催され、一般質問と一般会計経費の負担金の総額の補正について採決する予定です。

以上で人吉球磨行政組合議会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

8番（倉本 豊君） おはようございます。球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告

を行います。

令和5年第4回定例会は12月1日金曜日に会期を1日とし、午後1時30分に開会されました。一般質問が3件、議案が3件を慎重審議しました結果、全議案いずれも原案の通り可決されました。議案第20号で球磨郡公立多良木病院企業団医療技術者等奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、地域医療継続のための医療従事者と確保策の一つとして、特に喫緊の課題となっており、看護師、薬剤師の奨学金貸与制度の一部変更をお願いするものでございました。

次に、議案第21号、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算につきましては、収益におきまして、損害賠償保険金の受け入れにより、272万5,000円の増額補正。費用につきましては当初予算との人員調整などが主なものであり、1億5,792万7,000円の減額補正を行うものでした。

資本的収入及び支出につきましては、支出で機械備品購入費等により、総額830万円の増額補正を行うものでした。

議案第22号で、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算(2号)につきましては、介護予防マネジメント費の収入の増。当初予算としての人員調整などにより、491万5,000円の減額補正を行うものでありました。

なお、一般質問では私、倉本から検診事業について。多良木町選出の猪原議員から、職員の運転免許証有効期限の把握管理について。多良木町選出の久保田議員から、コロナ・インフルエンザ対応について、医師の働き方改革について、マイナンバー保険証について、病院フェスタについてを問われました。

以上で球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

議長(金子光喜君) 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

5番(森山 宏君) おはようございます。5番議員の森山です。

上球磨消防組合議会の報告を行います。令和5年11月30日に令和5年第2回上球磨消防組合議会定例会が開催されたので出席いたしました。

会期は11月30日の1日限りでした。認定1件、議案5件です。

認定第1号、令和4年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、慎重審議のうえ、原案通り可決しました。

議案第18号から議案第21号まではいずれも原案通り可決しました。

議案第22号は、令和5年度上球磨消防組合一般会計補正予算(第2号)によるもので、歳入歳出それぞれ157万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,122万円とすることを可決いたしました。主に人事院勧告に伴う職員給与、手当等に関わる追加です。

以上、令和5年第2回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで諸般の報告を終わります。

- - - - -

日程第4 行政報告

議長（金子光喜君） 日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長（長谷和人君） 改めまして、皆さんおはようございます。それでは、第10回湯前町議会定例会にあたりまして行政報告を行います。なお、主なもののみ朗読報告をさせていただきます。ご覧いただきたいと思えます。

令和5年9月1日、球磨地域振興局におきまして、9月定例球磨郡町村長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、「球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動き」をはじめ、「ひごラボの現状」、「くま川鉄道再生協議会の現状」について報告を受けました。また、「令和4年度事業報告と決算」について審議を行い、原案通り可決いたしました。同日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道第134回取締役会が開催されましたので出席いたしました。球磨川第四橋梁建設工事他、各種復旧工事について協議を行いました。

7日から15日まで、議会議場におきまして、第7回湯前町議会定例会が開催されましたので出席いたしました。定例会には、報告3件、議案8件、認定6件を原案ご可決いただいております。

13日、保健センターにおきまして、熊日金婚夫婦表彰状伝達式並びにダイヤモンド婚夫婦表彰式が開催されましたので出席いたしました。この度の金婚夫婦は1組、ダイヤモンド婚夫婦は7組でありました。同日、区長・分館長・体育部長合同会議が開催されましたので出席し、第65回町民体育祭について協議を行いました。

16日、町内におきまして、「ゆのまえロゲイニング2023秋」が開催されましたので、閉会式に出席し歓迎の挨拶を行いました。このロゲイニングとは、ナビゲーションスポーツの一つで、地図をもとに時間内にチェックポイントを回り、得点を集めるスポーツでございます。県内外から40名の参加がっております。

19日、ご自宅・入所施設におきまして、100歳をお迎えになられた町民の方へ、賞状と記念品贈呈を行いました。対象者は5名でありました。

20日、応接室におきまして、熊本南部森林管理署との意見交換が開催されましたので出席し、国有林の治山事業について要望と協議を行いました。

21日、人吉市カルチャーパレスにおきまして、第41回交通安全県民大会が開催されましたので出席いたしました。同日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席いたしました。

22日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和5年9月定例理事会が開催されましたので出席し、令和6年度当初予算編成方針について協議を行い、歳出の予算につきまして、理由のない増額計上等は認めないよう意見をしております。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。くま川鉄道現状報告について 台湾高雄観光圏との包括連携協定の締結について 社会体育行事について 第6次湯前町定員適正化計画について 町有林の誤伐に関する清算について

25日、応接室におきまして、湯前町工場等設置奨励審議会が開催されましたので出席し、委嘱状の交付を行っております。

27日から28日にかけて、錦町役場におきまして、球磨郡町村会住宅相談会が開催されましたので出席いたしました。会議には、国土交通省九州地方整備局建政部住宅調査官が出席され、本町からは老朽化した町営住宅の建て替えに伴う入居者の移転等について、相談を行いました。また、翌28日には現地調査を行っていただき、今後の住宅政策等について、支援の継続を要望いたしました。

28日、洋会議室におきまして、区長会が開催されましたので出席いたしました。

28日、応接室におきまして、湯前町総合教育会議が開催されましたので出席いたしました。

10月1日、上球磨町村一円におきまして、奥球磨駅伝競走大会が開催され、大会副会長として移動監察車に乗車いたしました。当日の出場チームは、大学・実業団の部14チーム、高校の部42チーム、計56チームとなり、沿道には多くの住民と駅伝ファンが詰めかけていただきました。なお、結果については、ご覧いただきたいと思っております。

3日、議会議場におきまして、湯前中学校3年生による、子ども議会が開催されましたので出席いたしました。今回は、役場の若手職員が中学校に出向き、町の総合計画をはじめ各種事業について直接説明するなど、新たな取り組みが行われ、各班とも提案型の質問が行われております。

10日、人吉球磨地域振興局におきまして、10月定例球磨郡町村長会議が開催されましたので出席いたしました。会議の主な内容は、熊本県交通政策課から肥薩線の状況について、熊本県市町村課から熊本地震復興基金についての説明がありました。また、管内主軸事業上京要望と市町村研修について等、協議を行いました。

11日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合10月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議の議題につきましては、職員採用試験第一次試験合格者の決定について、入札及び随意契約締結結果について、令和5年11月定例理事会及び12月議会定例会の開催についてでありました。

12日、熊本県庁におきまして、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成

会要望会が開催されましたので出席いたしました。松田県議、緒方県議にも応援をいただき、一刻も早い改良貫通を要望してまいりました。

15日、町民グラウンドにおきまして、町民体育祭が開催されましたので出席いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催でありました。19地区が出場し、大いに盛り上がりを見せたところでございます。

16日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、令和5年第8回臨時議会提出予定議案等について説明をいたしました。同日、議会議場におきまして、第8回湯前町議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。臨時会には、議案1件を提出し、原案どおりご可決いただいております。

17日、多良木町世代間交流グラウンドにおきまして、球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会が開催されましたので出席いたしました。同日、グリーンパレス炊飯棟におきまして、ワーケーション参加企業との意見交換会が開催されましたので出席いたしました。参加企業は7社で、本町への進出の可能性など、様々な意見交換を行っております。

18日、錦町球磨家畜市場におきまして、第72回球磨畜産共進会が開催されましたので出席いたしました。本町からは、種牛の部3頭、乾燥の部1品が出陳されております。成績は、黒毛和種育成種牛1部で栗秋和弘氏が優秀賞、黒毛和種育成種牛2部で石井崇雄氏、栗秋和弘氏が優秀賞、乾燥の部で栗秋和弘氏が名誉賞首席を受賞され、サイレージの部と合わせ、全体でグランドチャンピオンを受賞されております。

19日、協定対象森林におきまして、くれないの森森林保全活動が開催されました。このたびの活動は、紅中から12名が来町され、ヤマモミジの植林作業を行っていただいております。

21日、町内全域におきまして、熊本県総合防災訓練を開催いたしました。南海トラフ地震発生後の初動対応を県及び自衛隊・警察・消防などの関係機関と連携し、被害への対応要領について確認しました。また、午後からは、自主防災組織と消防団による住民の安否確認と災害対策本部への情報伝達方法の訓練を行いました。

26日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。球磨郡介護保険総合ネットワーク新システム導入事業の進捗状況について 水道用施設に関する用地買収について 杵つき精米所の改修等について

湯前町総合戦略検証結果および総合計画・過疎計画検証の報告についてでありました。同日、熊本市九州森林管理局におきまして、令和5年度国有林野等所在市町村長有志協議会が開催されましたので出席いたしました。この協議会は、地域社会と国有林野事業の連携の強化を図り、持って地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的に設立された協議会であります。意見交換では、本町からは令和

2年7月豪雨災害と令和4年台風14号に伴う災害復旧事業のお礼と、緊急かつ計画的に治山対策事業を行っていただくよう要望をしております。

27日、協定対象森林におきまして、第3期J Tの森ゆのまえ小さな森の活動が開催されましたので出席いたしました。この度の活動は、熊本支社から古賀支社長をはじめ、9名が来町され、間伐作業が行われております。

29日、湯前駅周辺またくま川鉄道沿線におきまして、くま川鉄道沿線除草作業が開催されましたので出席いたしました。作業には、約120名の町民の皆様方にご参加をいただいております。

30日、対象者ご自宅におきまして、出生祝い金の贈呈式を開催いたしました。対象者は4名でありました。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里取締役会が開催されましたので出席いたしました。

11月2日、洋会議室におきまして、湯前町農業振興地域整備促進協議会が開催されましたので出席し、委嘱状の交付を行いました。会議では、農振農用地の除外等について協議を行いました。

6日、多良木町上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席し、令和5年第2回上球磨消防組合議会定例会付議事件についての協議を行っております。

7日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合11月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第4回議会定例会の提出議案、職員採用試験等について協議を行うとともに、令和5年10月期の入札及び随意契約について報告がなされ、全案件とも承認されております。同日、人吉市球磨地域振興局におきまして、11月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、管内主軸事業上京要望の内容確認が行われたほか、熊本県民体育祭について、開催経費や競技施設の確保などの問題に理由により、輪番制での開催が難しくなっていることから、開催方法を見直したいという考え方が示されており、球磨郡としては賛同する形になっております。

8日、砂防会館別館におきまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催されましたので出席いたしました。大会終了後、決議された内容は、道路整備促進期成同盟会全国協議会の役員により、岸田首相をはじめ政府及び国会、与党役員に対し、要望活動が行われております。

9日、東京都砂防会館別館におきまして、治水事業促進全国大会が開催されましたので出席いたしました。大会では次の提言が決議され、政府及び関係省庁への要望活動が行われております。提言内容につきましては、 気候変動等を踏まえた治水事業の加速と予算の確保 流域治水対策の推進 地震・津波対策/戦略的維持管理 生産性向上/水

辺環境の整備/カーボンニュートラル 組織・人事の強化でありました。

10日、東京都ザ・キャピタルホテル東急におきまして、九州地方国道整備促進総決起大会が開催されましたので出席いたしました。これまで九州地区を襲った「令和2年7月豪雨災害」等の大規模自然災害の復旧と力強い復興の実現をはじめ、12の要望を決議し、国に要望をいたしております。同日、東京都砂防会館別館におきまして、災害復旧促進全国大会が開催されましたので出席いたしております。大会では、災害時の被害を防止・軽減する事前防災策を図るとともに、迅速かつ円滑な復旧を図るための決議を行い、国会及び政府に対して要望を行っております。

11日、協定対象森林におきまして、ダイダンの森森林保全活動が開催されましたので出席しております。ダイダンからは32名の関係者が来町され、杉の苗を植林していただいております。

12日、改善センターにおきまして、アニメ「夏目友人帳」声優トークショーが開催されましたので出席しております。このイベントでは、定員200名に対して、680名の応募があるなどの人気を博し、抽選に当選した全国のファンが来場していただいております。

13日、東京都日本教育会館におきまして、全国過疎地域連盟の第56回総会が開催されましたので出席いたしております。総会では、役員を選任、令和6年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議が行われ、「地方交付税による財源保障機能の充実強化を図る」など8点について、関係国会議員等に要請活動を行うこととなりました。同日、砂防会館別館におきまして、国保制度改善強化全国大会が開催されましたので出席いたしました。大会では、「医療保険制度の1本化を早期に実現すること」など12点について、決議が行われております。

15日、東京都NHKホールにおきまして、全国町村長大会が開催されましたので出席いたしました。大会では、「少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別決議」をはじめ、「農業・農村政策の一体的な推進による食糧安全保障の確立等に関する特別議決」、「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議」、「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議」ほか、17点の決議と13点の重点要望、35点の大会要望を取りまとめ、政府及び関係省庁に対し実行運動を行われておるところでございます。

16日、東京都砂防会館別館におきまして、全国治水砂防促進大会が開催されましたので出席いたしました。大会では、「土砂災害防止施設の強力な整備促進」、「流域治水砂防の推進」、「地域を支える砂防事業の推進」、「既存施設の老朽化対策と機能の強化」などが提言され、全会一致で決議されております。

17日、多良木町公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院開設者協議会

が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和5年第4回定例議会内容について、経営状況についてなどの協議を行っております。

18日、協定対象森林におきまして、JR九州商事の森森林保全活動が開催されましたので出席いたしました。JR九州商事から83名の参加者があり、杉の苗を植林していただいております。

20日から21日にかけて、各省庁におきまして、管内主軸事業上京要望が開催されましたので出席いたしました。国土交通省、農林水産省、総務省、厚生労働省、文部科学省に対し要望活動を行っております。

22日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第5回第9回臨時議会提出予定議案等について説明を行いました。同日、議場におきまして、第9回湯前町議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。一般会計補正予算(第6号)など議案2件を提出し、いずれも全議案とも原案どおりご可決いただいております。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。けんしん健康増進定期預金「健康応援ゆのまメール」について 湯前町消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の改正について 湯前町水道事業の設置等に関する条例の改正および湯前町下水道事業基金条例の廃止について 水道使用料の減免について 湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の改正について 私有林の誤伐について 重点支援地方交付金の配分について 湯前保育園調理室及び浄化槽改修工事についてを説明しております。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が開催されましたので出席しております。同日、集団検診室におきまして、湯前町子ども子育て協議会が開催されましたので出席し、委嘱状の交付を行っております。

24日、人吉市クリーンプラザにおきまして、JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席しました。JR肥薩線復興方針等について協議が行われております。同日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席いたしました。

26日、まんが美術館一帯におきまして、ゆのまえ漫画フェスタを開催いたしました。会場には県内外から約5,000人の来場者があり、大盛況でありました。

28日、洋会議室におきまして、令和5年度予算編成会議が開催されましたので出席いたしました。

29日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道第135回取締役会が開催されましたので出席いたしました。令和5年度修正収支、令和6年度災害復旧事業ほか、災害復旧に関する詳細について協議を行いました。

30日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会第2回定例会が開催されましたので出席いたしました。一般会計決算認定他、職員定数条例の一部改正など、上

程された議案、全議案とも原案どおり可決されております。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。入札会の延期について 低所得世帯支援交付金について。同日、応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、第10回定例会提出議案の説明を行いました。

以上、行政報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。

ここで、一般質問の準備と休息のため休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

日程第5 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では3名の議員が通告されておりますが、タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、子どもが主役のプログラムによる「にぎやかなまち」の形成について、西議員の質問を許します。

2番（西 靖邦君） おはようございます。ただいま金子議長のご指名をいただきました、議席番号2番、西靖邦でございます。本日は、通告書にしたがい質問させていただきます。質問事項、子どもが主役のプログラムによる「にぎやかなまち」の形成について。要旨1、「保育園留学」による、子育て世代の関係人口を創出する考えはないか。人口約3,500人の本町は、人口減少や若者の流出が進む中、移住定住につきましては、職場の環境に左右されることが多いため、人を呼ぶ地域づくりが進んでいない現状です。湯前町の移住をPRしても、町外の方の多くは湯前町を知らない。だからこそ保育園留学で町を知ってもらうことが大切じゃないでしょうか。この町を第2の故郷だと思ってもらえたら、ふるさと納税の増加や町の旅行に繋がる可能性があります。現在は、都市部などに在留する子育て世帯の保護者の中には、お子さんの保育環境に不安や不満を持たれる方もおり、都市部では経験できない良質な保育環境を望む方が増えております。保育園留学とは、子育て世代をターゲットに移住体験と現地の保育体験などをセットした、地域と子育て世帯を繋ぎ、未来を作る留学プログラムです。1から2週間程度滞在し、親がテレワーク等、子どもは地域の保育園に留学し、地元の園児と交流することで町にとっても良い影響があるのだと思っております。留学することにより、未就学児の

子どもが見知らぬ土地の保育園を体験できるだけでなく、保護者も一緒に、その地域の文化、暮らしを体験できることで注目を浴びています。最大の魅力は大自然を肌で体験できること、その土地ならではの魅力を満喫できることです。その小さな体いっぱいを感じる経験は、たとえ大人になって覚えていなかったとしても、きっと感性と人生をどこまでも広げてくれるはずです。この世界で一番小さな留学生について、どのように思われているのか、執行部に伺います。

保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。それでは答弁させていただきます。世界で一番小さな留学生についてどう思うかということでございますが、西議員が言われました、保育園留学を使った子どもに限らずですね、例えば、都市部に住んでいる家族がゴールデンウィークだとかお盆、お正月などに実家のある湯前町とか田舎に帰省した場合におきましても、小さな子ども達にとっては、普段と違う暮らしの中で生活ができます。また自然との触れ合いですとか様々な体験、それから田舎料理など、とても心に残るものではないかと思えます。また保育園留学では、いつも通っている保育園と違う保育園に変えることによりまして、都市部の保育園には無いような、自然を感じる園庭で思いっきり遊んだりとか、田園風景を見ながらの散歩だったり。また新しいお友達ができて一緒に遊んだりするということで、豊かな感性が育まれるのではないかと思えます。以上です。

2番（西 靖邦君） 答弁のおっしゃるとおりだと思います。この事業でですね、注目されているのが北海道の厚沢部町の認定子ども園「はぜる」の保育園留学です。この保育園留学は、内閣府が推奨する一時預かり事業を活用し、地域の認可保育園や認定子ども園に子どもを留学させて、家族で地域を訪れ、自然と文化の触れ合いをする暮らし体験です。開始から数ヶ月で、月100世帯以上を呼び込んでいるそうです。厚沢部町の一時保育はその名の通り一時なので、元の保育園に籍を置いたまま、住民票などを移すことなく利用することができて、どこに住んでいる人でも、どんな理由でも利用できるようにして、利用した分の使用料をいただくという形をとっている、全国でも珍しい認可園です。人口においても本町と同じく約3,500人の自治体です。子どもには心身ともに伸び伸び育つ環境を、家族には働きながら子育てをしながら多様な選択肢を、地域には家族ぐるみの超長期的関係人口創出や地域経済への貢献をもたらしています。過疎が進むこの町に、移住やイベント開催といった人との関わりだけではなく、新しい形での関係人口の創出、または、その方々が定住していただける定住人口に繋がる可能性も秘めております。その他の効果としては、子ども園においては、一時保育の園児の受け入れにより、園児の刺激と成長に繋がることや保育士のやりがいに繋がるのが期待されます。アリとキリギリスの話はご存じかと思いますが、この物語において、アリがやっていることこそ、将来のための種まきに値することなのです。保育園留学を通じた

移住体験は、地域の未来を見据えた種まきではないでしょうか。私は、子どもにとっても家族にとっても良い経験になると感じており、関係人口を創出できる、切り口ではないかと思っております。自治体だけで対応するのは大変ですので、委託業者等のマッチングも考えた上での町長の見解を伺います。

町長（長谷和人君） 今の西議員が説明されておりますように、保育園での一時預かりなど、宿泊施設、それからワークスペース、それから地域暮らし体験をセットにしたものでございまして、既存の地域資源を利用した子育て世代の流入、いわゆる関係人口を増やす仕組みでございます。令和5年11月現在で北海道から鹿児島までの33市町で、38施設で実施されているようでございまして、県内では天草市と山都町が実施されているようでございます。また保育園留学につきましては、先ほど委託業者とのマッチングも考えた上でというふうなお話もいただいておりますけども、東京都に本社がございまして、会社が商標登録いたしまして、運営がなされており、ビジネス特許も取得されているようでございます。内容的には本町で実施しておりますワーケーション事業に、保育園、子ども園での一時預かり事業をセットした物のようでございます。また子育て世帯をターゲットにいたしました、新たなビジネスモデルでもないかなというふうに思っております。担当課の方に少しちょっと深掘りをしてくれということで調べさせるところでございますが、この運営委託料につきましては、多額の経費が必要であるようでございまして、まずはですね、現在実施しておりますワーケーション事業の状況や課題、それから地域資源、都市部からのニーズ、それから費用対効果なども整理したうえで打ちましてですね、改めて考えていければというふうに思ったまいでございました。以上でございます。

2番（西 靖邦君） 整理されたうえで、私としては、その既存の施設を利用する、そういう感覚がありますので、そんなような予算はいらんんじゃないかなと自分なりに考えておりますので、その辺うまく突き合わせしていただいて、調査していただいて、検討していただいたら良いと思うんですけども、そうですね、いろんなやり方が、マッチング業者が凄く長けていると言うか、長けてるみたいですので、その辺もよく聞かれたら良いんじゃないかなと思っております。それと、子ども達が町に活気を呼び込み、町の暮らしが子ども達の新しい気づきを生み出す、そんな相乗効果が、どのような未来を作るのか注目してはどうでしょうかね。町長お願いします。

町長（長谷和人君） 保育園留学のメリット、それから相乗効果につきましては、西議員が説明したとおりだろうというふうに思っておりますし、そこら辺もわかったところでございます。それを受入れる側の地域資源が整い、あと年間を通して多くのニーズの利用があり、またリピーターやふるさと納税、移住定住に繋がるなどの成果がなければ、多額の予算事業を使うということでございますので、意味がないというふうに思っ

ております。先ほども答弁をいたしておりますけども、現在本町で取り組んでおりますワーケーション事業の状況等も踏まえ、イベント等、または観光体験、文化財、それからJTの森の企業と連携した森林保全活動、または農業体験など、本町の様々な地域資源を活用したですね、関係人口も創出する施策、それと、今ご質問されております分もですね、関係づけながら連携しながらですね、関係課と協議を行う必要があるのかなというふうに思っております。なお、先ほど言いました県内におきましては、天草市と山都町ですね、これが保育園留学の、今、山都町が始まったばかりというふうにお話を聞いたところでございますが、ここら辺の動向もですね、先ほど言いましたようにニーズがどれだけあってるのかどうか、そこら辺も調べて注視させていただきながら、利用がなされていく等々を調べながらですね、今後、注視しながら考えさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

2番(西 靖邦君) 2拠点居住などのライフスタイルの多様化も進んでいます。保育園留学の可能性もこれによって広がっていくんじゃないでしょうかと私は思っております。あと保育園留学した時から、子どもがいろんなことで興味を持つようになった。保育園留学が良かったから、家族と話して、また来年行こうと思っている。保育園留学を通じて、過疎の町に人が出入りするようになった。町の人達が町の子育て環境に対して誇りを持ち、定住するようになった。そうした声が沢山あったと私は思っております。関係人口が増えることにより、人が人を呼ぶ地域づくりの一つとして考えていただき、要旨2に移らせていただきます。要旨2、保育園がセットの「親子ワーケーション事業」を推進する考えはないか。連動しますけども、ワーケーションはしてみたいけれども、小さな子どもがいたら無理。そう思っている方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。いつも保育園や小学校、学童に子どもが行ってる間に仕事をしている方々も、少しでも長期の旅行や子どもとの夏休みや、冬休みの思い出を作りたいと思うと、親子ワーケーションという選択肢も非常に魅力的なのではないでしょうか。しかしながら、親子を対象にしたワーケーションプラン、イコール、子どもの一時預かりがセットになっているものはなかなかありません。子連れでのワーケーションを実施しようとした時に、ネックになるのは子どもの預け先です。未就学児を預けることができ、仕事の時間を確保することができるワーケーション先は、全国を見てもまだ多くありません。仕事をするために保育園の子どもを預けたいとなると、住民票の移動が原則必要になってしまいます。日頃は仕事が忙しく、子どもとの時間をなかなか作ることが難しい子育て世帯の方を対象に保育園をセットにすることで、ワーク・ライフ、両面でも親子ワーケーションが可能になります。都市部で経験ができない、非日常的な生活を望まれる方に対して、保育園の一時保育を利用していただき、保護者はテレワークでの勤務をしてもらいながら、家族で1～2週間の短期間、湯前町に滞在をしていただくものです。子どもは現地

の保育園に通い都会ではできない自然との触れ合いなどを体験、休日はかけがえのない一瞬を家族で楽しむ地域ならではの自然体験等、アクティビティな暮らしを楽しむことができます。子育て世帯にとって旅行しながら仕事ができるという、とても魅力的なワーケーション、保育月が幼い子どもを持つ家庭のワーケーションを支える一助になるのではないのでしょうか。現在、本町においてもワーケーション事業に取り組んでいますが、リモートワークと日常生活が十分に送れる環境を整備することにより、十分可能な事業かと思っております。短期滞在者の増加による地域活性化にも期待できる、保育園がセットの親子ワーケーションも実施していく考えはないのでしょうか。ここで町長の見解を伺います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員の方から親子ワーケーションの推進ということで町長の方にご答弁をということでございますけれども、私の方で令和4年度から行ってます、ワーケーション事業の今までの実績の状況を説明したいと思っております。まず、令和4年度につきましては、3社12名で体験をしていただいております。また令和5年度、今年度でございますけれども、現在7社8名の方が体験をさせていただいております。また今回、一般補正予算をお願いをしているところでございますけれども、2月から3月にかけては、2社33名の方が本町に来て、テレワークをされる予定でございます。令和5年度におきましては、昨年度要望がありました備品関係の充実を図りまして対応し、参加者の企業、今年度の参加者の企業からは好評をいただいているところでございます。これまでの利用状況では、参加企業が経営者の方の参加が多く、民間、企業間での打ち合わせ等を普段からオンラインでされてるところがございます。本町のワーケーション事業の参加企業については、そういった普段からですね、オンラインで仕事をされている方、企業が本町に来られ、対面で意見交換をされている傾向がございます。企業にとっては本町に来ることによって各企業間の交流や情報交換を行うことによって、スキルアップをされている状況でございます。以上、今年度までの状況を説明させていただきます。

町長（長谷和人君） 保育園がセットの親子ワーケーションプログラムを実施したらどうかというふうなご質問でございまして、私といたしましても、この関係人口を創出するというのは、本町におきましても大変大切なキーワードだというふうに思っております。近年はテレワークの増加などで都市部と地方でオンライン業務にあたるということが大変増えてきておるところでございまして、特に新型コロナウイルス感染症がありまして、この3年間については、この傾向が非常に強くなってきているところでございます。本町におきましても、令和4年度からワーケーション事業に取り組んでいるところでございますが、先ほど課長が説明したとおり、参加企業が経営者を中心に呼びかけを行っておるといふことで、将来は経営者が自社の成長を促す、企業向け経営セミナーなど開催

しながら、幅広くワーケーション事業の中で、本町を推していただきたいという事業を取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。西議員から提案がございました親子ワーケーションプログラムにつきましては、先ほど説明しましたように、現時点では、そのニーズ等の把握をしていないというところがございますので、他の自治体等の動向等も踏まえながら、注視しながらですね、しっかりとその部分を見極めながら、今後、ワーケーション事業が定着することによって、家族向けですね、要望等が、今、行っておりますワーケーションの中でですね、出るようであれば、またそれも考えなくてはいけないし、今後そういうふうな事業辺りのですね、やってらっしゃる先進自治体等の動向も踏まえながら、想定も含めて、関係課と連携をとらせながら対応していきたいというふうに思っているしだいでございます。以上でございます。

2番(西 靖邦君) 先ほど企業の方でだいぶ増えてるということをお聞きしました。私はそれと別にですね、個人でのワーケーションをしてる人、個人でリモートワークしてる人、その辺が、湯前町が保育園がセットの親子ワーケーションがあるよということをお聞いた場合ですね、個人の方も増えるんじゃないかと思えます。企業のみだけ、その企業だけをターゲットにするんじゃないしに、これをセットしたらですね、いろんな人、いろんな個人個人がこのワーケーションに参加してくるんじゃないかと思えます。その辺のメリットもあるんじゃないかなと思っておりますけども、企業だけだったら限られてきますので、やっぱり個人の方でもリモートワークしてる人も沢山おられます、世の中に。その人達もターゲットにするような感じで推進していったら良いかなと私は思っております。子連れでワーケーションができることが、むしろ子どもにとっての偉大な経験になると思えます。それが親にとっての価値に繋がると実感できるようなですね、事業だと思っておりますので、調査をしていただいて、推進していただくことを要望いたします。これで簡単ですが、私の一般質問を終わります。

議長(金子光喜君) 一つ、子どもが主役のプログラムによる「にぎやかなまち」の形成について、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

議長(金子光喜君) マイクの調子を確認するため、暫時休憩します。

- - - - -

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

- - - - -

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

4番（椎葉弘樹君） 要旨1と要旨2の答弁で、他町村の動向を見ながら考えるということでした。それでは、他町村の動向はどれくらいの期間見られる予定なのでしょうか。

保健福祉課長（高木堅介君） まず県内の天草市と山都町がやっているということですので、実は山都町は今年の10月から始まったばかりという状況です。ですので、どれくらいかと言いますと、予約が入らないっていうのがございますので、数ヶ月、半年くらいはちょっと状況をみたいなと思っているところでございます。山都町に聞いたところですね、2月にやっと一件の予約が入ったということで、それ以降はまだ入っていないということがございます。天草市も保育園留学のホームページの中を見ると予約状況というのでも、各施設ごとに出るんですけども、あまり入っていないような状況でございます。ただ利用者の声というところには、天草市を利用した方の親の話とかが載っておりますので実績はあるようでございます。

4番（椎葉弘樹君） この事業に町長がとても前向きで、ぜひ効果があればやりたいということであれば進めるべきなんですが、町長が難しそうだな、様子をみたいなという後ろ向きなことでしたら、調査は必要ないかもしれません。ただ先ほどの答弁を聞いていますと、やや前向きなのかなと思ったんですが、町長はどのくらい前向きなのかについて伺います。

町長（長谷和人君） 現状ワーケーションをやっておりますということで、その状況を見ながら確認してですね、新たな取り組みでございます、それに上乘せしたような形で、保育園留学を含めたところでの検討ということで、お話をさせていただいたところでございます。一つ、先ほど答弁の中でも申し上げておりますけども、東京にあります会社が担っていただいておりますというふうな実態がございまして、かなり大きな額でございます。正確にちょっと調べてないわけでございますけども、一般財源の持ち出し等もあっているようでございますし、これらの国の補助金辺りが何かあれば、それも活用することが可能かなというふうに思っておりますので、そこら辺も含めてですね、調べてみて、そして先ほど言いましたように、熊本県内では2市町がございますので、その状況を踏まえたところで行えないかということで対応を考えていければというふうに思っておりますので、大変新しいアイデア、ビジネスモデルと私申し上げたんですけども、いろんなことを民間の業者さんが考えられてですね、望んで来られているという実態もあるようございますので、そこらもしっかりと確認しながら、対応していきたいというふうに思っておりますので、以上でございます。

議長（金子光喜君） 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、子どもが主役のプログラムによる「にぎやかなまち」の形成についての関連質問を終わります。

以上で西議員の質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、農林商工業における補助要件の見直しについて、椎葉議員の質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） 農林商工業における補助要件の見直しについて、一般質問を行います。まずはじめに、農林商工業への町単独の補助事業において、課題があると思われる補助要件2点について、一般質問で確認させていただきます。要旨1、町単独の農業支援事業において、経営面積の拡大要件を見直す考えはないかについてお尋ねします。本町では、令和4年度までの農業機械施設導入支援事業をさらに強化するため、この事業を農業用施設等導入事業と中心経営体農業機械導入事業に分けて、さらに法人化も含めて、近隣町村よりも手厚い町単独の支援を展開されています。これらの支援の中で経営面積を補助要件にしているのは3つの事業になります。中心経営体農業機械導入支援事業、これが0.5ヘクタールもしくは1ヘクタール。農業用施設等導入事業が0.2ヘクタール。農業法人化支援事業が2ヘクタールです。そこで担当課の方にお尋ねいたします。経営面積を要件にしている補助金における令和5年度の申請状況についてお尋ねします。

農林振興課長（高橋 誠君） 補助金の申請状況、令和5年11月末現在でございます。議員が申されました4点の補助事業について申し上げます。中心経営体農業機械導入支援事業、認定農業者のところですが、5年後までに経営面積を1ヘクタール以上に増やすことですが、現在3件でございます。もう一つ、中心経営体農業機械導入支援事業、その他農家ということですが、これが経営面積0.5ヘクタール以上増やすことが条件で現在利用はございません。農業用施設等導入事業、これについては5年後までに0.2ヘクタール以上を増やすこと、これについては利用がございません。もう一つ、農業法人化支援事業、これについては5年後までに2ヘクタール以上を増やすことございまして、これが利用は現在まであってございません。

4番（椎葉弘樹君） 今、いただきましたご答弁のように、土地利用型の認定農業者については申請が上がってるんですが、それ以外についてはまだ申請が上がってこないという状況でございます。11月14日に認定農業者との意見交換会が開催され、その中で経営面積の拡大に関する意見もあったと承知しています。担当課にお尋ねします。経営面積を拡大することへの生産者の反応は、どのように把握しておられるでしょうか。

農林振興課長（高橋 誠君） 議員言われましたように、11月14日に開催された議会と認定農業者との意見交換会で、私共、農林振興課職員も同席させていただきました。

た。その時の認定農業者からのご意見で重要な部分と捉えさせていただいた意見で主なものは4点ほどございます。まず1つ目につきましては、機械導入事業で面積を増やすことが必須条件となっており、機械の単純更新の理由では認められないようになっている。農地を維持していくためには、この単純更新も必要です。認めていただけないかというご意見でございました。2つ目が、昨年の令和4年度までは、補助金上限が300万円でしたが、令和5年度からは200万円に抑えられたということで、農業機械等々、大きな買い物をする時は少しでも補助金を出して欲しいというご意見でございました。3つ目が、補助金申請の処理手続きが面倒で申請されない人がいるというふうな声。そして4つ目が、農作業の雇用支援をもっと充実して欲しいといった意見が出されていたところがございます。このほか我々農林振興課、農業生産者と会議等々、顔を合わせる場面ありますので、そういったところでも、同様の意見を聞いたところもございました。

4番（椎葉弘樹君） 今の4点についても当然確認はできてるんですが、それ以外の条件もですね、実は第二部の方ですね、確認をしております。私から3点申し上げますと、まず1点目が、条件の良い農地を5年以内に見つけるのは、見通しが難しいということです。要は自分が耕作している土地の近くに土地がすぐ見つかるのかどうか、その見通しが難しいということです。2点目が、施設園芸において経営面積の拡大は難しいということです。施設園芸で面積を増やすということは、そこにまた人夫さんなり、いろんな作物をですね、また検討しなくちゃいけないということを言われております。3点目が、経営面積を1ヘクタール以上増やすという一律の要件では、生産者の経営規模によって難易度が変わるということです。要はもうすでに大きな面積を持たれている生産者にとって、これをさらに増やしていくというのは難しいということでもあります。この補助要件が、この経営面積だけですと厳しい面があると感じたところでした。このことは、農業振興検討委員2名の方からも同様の意見をいただいているところです。以上のことを踏まえまして、補助要件を複数設けて選択制にする方法を提案したいと思います。今は面積要件の1件だけです、実質ですね。それを複数設けてはどうかということになります。この事業費の補助金は、公的な資金を投入しますので補助要件の緩和であってはなりません。これは大前提です。このことは補助金等の見直しや農業振興検討委員会でも示されているところでもあります。補助要件の選択要件としては、例えば、効率化や省力化、これ何パーセント以上とかですね。或いは収益や収穫量の増加、何パーセント以上とか、そういったものなどが考えられると思います。そこで町長にお尋ねします。この経営面積の拡大要件、現状の補助要件を見直す考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 昨年、令和4年度でございますけども、町単独補助の見直しを行うために、湯前町農業振興検討委員会から出されました意見などを素に見直し補助事

業案を作りまして、その補助事業案の内容につきまして、検討委員会の中で様々なご意見をいただいたところでございました。当初、この補助事業案ではですね、質問がっておりますけれども、機械導入補助の場合につきましては、拡大する面積要件を前回より緩和して提出したところでございますけれども、この検討委員会の中ではですね、もっと費用対効果等を重視したほうが良いのではなかろうかという意見が出されたところでございました。そして、ただのですね、単純更新の補助に対しましても、この先農業の未来に繋がってこないと。そして、本当に機械を導入したい農業者は面積をどんどん増やしていくはずだからと、それからもっと面積要件を上げるなど、厳しくした方が良いとの意見が出された。よって、その意見を踏まえまして、令和4年度までの従来の補助事業制度よりも面積要件のハードルを上げさせていただいたという経緯がございました。それを受けまして、令和5年の5月10日の全員協議会での制度説明。そして、6月議会での補正予算をご可決いただいたところでございます。令和5年度から新しい町単独の農業関係の補助事業をスタートさせただけでございますし、基本的には議員もご存じのとおり、3年間の事業状況を見て、判断するように考えを持っております。しかし、明らかにその制度内容に不備、支障があり、早急な改善が必要というような判断をする場合につきましてはですね、改めて協議をいたしまして、単年度ごとに見直しを行うという場合があるということも考えられるのかなというふうに思っております。議員が提案されております、選択制ですかね、の利用条件関係につきましてもですね、今ご意見をいただきましたので、今後の検討課題という形で捉えさせていただいたところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 実際ですね、農業振興検討委員会の中では、補助事業一つ一つの補助要件をチェックしたわけではないと。ただ案が出てきて、それに対する意見は言ったけども、それを確定させるための協議というのはなされていないと聞いております。だから、その補助要件っていうのはですね、確かに執行部から出されたんですが、それに対する意見は言った。ただ、それ以外のことについては何も協議はされていないということで聞いております。従いまして、この補助要件だけというところは、やはり改めてですね、農業振興検討委員会の中で、改めて確認をされた方が良いのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

- - - - -
休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。発言を許します。

町長（長谷和人君） 今、担当課とちょっと協議をしたところでございますけども、その時の検討委員会の中でのですね、ご意見はしっかりと私はいただいたものというふうに確認しておりましたので、今ご意見がございました、その中での集約した意見をまとめて、私は、今回の制度が出来上がったものというふうに解釈しておりました。改めて今そういうふうなご意見があるということであればですね、検討委員会の方をですね、来年度の内でもですね、1回開きまして、その中で改めてご意見を伺わせていただければというふうに思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 農業振興検討委員会の中では、執行部から出てきた補助要件で、その面積要件の拡大、面積の拡大についての案は出てきたので、それに対する意見は確かにあったんですね、協議はですね。それで現在の値になっているかと思しますので、それ以外の要件について、追加したほうが良いのか、そこは確認された方が良いと思いますので、ぜひ、そこはお願いしたいと思えます。そんな難しいことではなくてですね、現在ある補助要件の中に追加するだけの話ですので、もし検討委員会の中で、増やしたほうが良いよということになるのであれば、それはやはり、もう補助金が走ってますので早めに対応しなくちゃいけませんので、ぜひ来月にもですね、開催していただき、対応していただきたいと思えます。農業振興検討委員会の意向も踏まえた上で、補助金依存で自立性を阻害しないように農業経営を後押しする形での農業政策を引き続き推進していただきたいと思えます。続きまして要旨2、本町に経営拠点を置く事業者において、町外施設への事業拡大を支援する考えはないかについてお尋ねします。令和5年度から事業者の生産性を向上するため、農業用施設等導入事業と商工業振興補助金を設けていただきました。これらは町内総生産を高める良い事業であると評価しているところです。そこで担当課に伺います。商工業の施設導入事業における令和5年度の申請状況についてお尋ねしたいと思えます。先ほど農業関連は確認しておりますので、商工業振興補助金について伺います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 湯前町商工振興補助金につきましては、町内の商工業者の事業継続拡大に向けた取り組みを支援するため、令和5年度から新たに設けた補助事業でございます。11月末現在、5事業者から申請と相談がございます。1事業者については補助決定を行っているところでございます。残り4事業者につきましては、1事業者については、提出に必要な経営革新計画、国県が審査する計画等が時間を要するというので、令和5年度の申請は見送るということでお話を伺っております。またもう1つの事業者につきましては、町内にある事業所が町外に事業展開をされているということで相談がございまして、交付要綱等を照らし合わせた上で申請を見送らせていただいております。残りの事業者につきましては単なる機械更新ということで、国

県が審査する計画等は作らないということでの要望でございましたので、相談のみということで承っているところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 決定していない残りの4件について、3件はですね、計画をまだ認定されていないとか、あとは単なる更新ということで、それは仕方ないのかなと思うんですが、残りの1件については、町外の施設ということで、その申請をちょっと受け付けられていないということで、そこで担当課にまた伺いますが、事前相談でその申請に至らなかった理由というのを、その補助金交付要項のどの条件が満たさなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 商工業振興補助金の要項において、まず湯前町商工業振興に資する内容であり、今後も町内の商工業に進行する寄与するもの、国県が審査する計画の承認を受けたもの、町内に事業所がありかつ本町の納税地がある個人事業主または法人、湯前町暴力団排除条例に規定しない、該当しないものと、あと他の市町村から類似の補助金等の交付を受けていないものということで規定をしております。事前相談の中で商工業における国県の支援制度においてはですね、原則、店舗がある住所地において申請、採択がなされている状況でございます。今回の案件につきましては、国県の支援制度においては、原則、店舗がある住所地ということになっておりまして、湯前町でなく、町外で本来なら申請をするべきではないかという観点から、今回については、補助金について疑念が生じておりますので、その旨を説明したところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 要項については、特に該当するところはなかったということでもよろしいでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 要項につきましては、今のところの要綱でいきますと、問題はないというところで考えておりますけれども、先ほども言いましたように、町外に店舗を有する事業所の場合については、その国県の支援制度においては、原則、店舗がある所ということでございますので、その点において今回については見送っているということでございます。

4番（椎葉弘樹君） ホームページ等の情報とかですね、旬報等の情報を見ますと、この国の原則というのは全然謳われてなかったってことなんですね。多分申し込まれた、申請しようかなと思ってた人も、その部分は読み取れてなかったとは思いますが。あと関連で農業の方にも伺いますが、施設導入の補助金には、商工業以外にも農業施設等の導入事業があります。そこで、農業用の施設等導入事業において、町外に施設を導入することは可能かについて伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農業分野で申しますと、生産者、農家の場合ですね、湯前町内に所有される農地がほとんどでございます。少数でございますが、農地の一部を隣の町村の農地にも耕作されている方はいらっしゃるかと思います。町の単独補助金

制度の要項を作る上で、町内における水稲や野菜生産また畜産経営といった農業経営と町の農業振興を図ることが大前提にあるかと思えます。今までも現在も将来もですね、湯前町の農地をどう守っていくか、湯前町の農家の方が農地を継続して耕作していく、いただくということが前提となる町の農業補助金の制度としての考え方でないといけないと思っております。そこは要項にもはっきりと明記するような改正も必要ではないかと思えます。

4番（椎葉弘樹君） 今までの前提は湯前町の農地ということだったんですが、農地ってというのは限られてますし、条件の良い所もなかなか見つからない場合もあると思えますので、そこは柔軟性を持ってですね、例えば、もう町外であっても経営地が湯前にあれば、それは可能にすることも可能性としてはあるのではないかと私は個人的に思っております。今の実施要領を見ましてもですね、経営地が湯前町にあればという条件しかないわけですね、先ほど課長がご答弁されましたように、前提とする湯前町の農地というところは謳われておりませんので、果たしてこれは町外でも良いんじゃないかというふうにも考えてしまうわけです。ただこの町外施設という視点は、これまでに例を見なかった初めてのことだと思っております。それはもう農業、商業、林業も全部同じだと思えます。そこで、町外施設に町が投資する意味を考えてみたいと思えます。担当課の方にお尋ねします。補助金申請を町外施設には認めないということに対する本町のリスクについて、お考えを伺いたいと思えます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 補助金申請を認めなかった場合の本町のリスクということでございますけれども、仮に補助金を認めなかった場合のリスクということではちょっと考えてみましたが、移転に伴いまして、法人であれば法人税とかの税の減収が考えられるのかなと思っております。以上です。

4番（椎葉弘樹君） ご指摘のように所得税など、本町の税収増加が見込めないということが大きいと思えます。またそれ以外にもですね、ちょっと私の方でも考えてみたんですが、例えば、事業拡大に踏み込まずに事業者の経営資本が増えない、これは事業を増やさないので資本というのは当然増えないということになります。あと町外から稼ぐ力を作れず、販路拡大、これに影響する。あと地域経済が好転しない、これはやはり事業者が成長しないと、この地域経済というのが好転しないってのは当然の話であります。あと関係事業者との連携ができない、これは町外の事業者とかですね、もうちょっと事業者の裾を広げて展開していくところが開拓できないと。あと仕入れなど町内資源の活用とかですね、それにも影響してきます。また、町内からの雇用も考えられると思えます。また行政不満の点としまして経営拠点を移転する可能性があります、これは湯前町はちょっと補助金が出ないので、水上村さんとか多良木町さんの方に行こうかなという考えの人もあるかもしれません。そうなってしまうと、商工会からの脱会や世

帯の転出等の懸念も出てくるわけです。3月の一般質問におきまして、地域経済の循環ということで、生産・分配・支出。要は人・物・金サービスの流れにおいて本町の一番の課題は、生産の部分であるということをおし上げました。本町の平成30年における、総生産、付加価値額は81億円。これ国内の1,621位ということで本当に下の方なんです、かつ商業やサービスこれにおいては、この第三次産業におきましては、国内1,694位ということで、それをさらに上回る、もう本当に下のレベルです。だからそこを生産性を高めるために、色々担当課でも施策を打たれていると思うんですが、この投資の部分、事業者に対する生産の部分への投資、ここをですね、ちょっと抑えてしまいますと、今後もちっと成長が厳しくなる事業者もいるんじゃないかと思っております。今回もし補助金の申請等をですね、止めた場合のリスクとして、本町は事業拡大や経済雇用、税収、行政の信頼、町内総生産など、様々なメリットを享受できないということになり、地域経済の持続的な繁栄にむしろマイナスになるのではないかと私は考えております。商工業振興補助金の交付要項、第一条趣旨によりますと、町長は町内の商工業者の事業継続拡大に向けた取り組みを支援するということが謳われています。事業継続、拡大ですね、この拡大の部分に今回、例えば町外施設をやるかやらないかのところが関連してくるわけです。町がもし補助金をちょっと出すのは厳しいですって言った場合、それは町外施設への挑戦を諦めるということになります。例えばですね、サテライトオフィスのような町外施設であればですね、外からのお金を稼ぐ良い機会にもなるわけです。そして、事業者がですね、町外施設にチャレンジしたいというところの背中を後押しする補助事業となり、すごく有効ではないかと考えております。補助要件のですね、有利不利とかですね、そういう部分的なものを見るのではなく、全体を見渡して、町内の事業者のやる気を後押しするのが行政の役割ではないかと私は思っております。また、町外の施設は、町内外の仕事・人・地域課題を繋ぐマッチング事業にも今後繋がっていくということで、波及効果というのでも期待できるのではないかと思います。そこで町長に伺います。町外施設への事業拡大を支援していく考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 椎葉議員から町外事業者への事業拡大の支援と、ご質問があったところでございます。一番根本になります、この支援の財源でございますけれども、一般財源でございます、当然おわかりのように一般財源でございます、これは血税でございます。その中で、いわゆる広く客観的に見ましてですね、広く町民に効果が及ぶと、そして、公益性を持った事業ということでない、町民の皆様方がご理解していただけるかどうかということにまずは、根拠がなってくるんではなからうかなというふうに思っております。先ほどおっしゃいました、湯前町商工業の振興補助金の交付要項第一条の中には、いわゆる町内の商工業者の持続継続拡大に向けた取り組みということに対しての支援を行うということを書いておりますので、現状の中では、この交付要

項の中ではやっぱり町内の商工業者ということに限定されてしまうのではなかろうかなというふうに思っております。先ほどちょっと質問がございましたように、町内の方が旬報それからホームページ等に明記されてなかったと、そういうところにつきましてはやっぱり正確にですね、丁寧に知らせるべきであったのかなということでちょっと私も反省したところでございます。今回の令和5年度からの新規事業につきましては、商工会様とですね、担当と十分に打ち合わせをしまして、制度化した経緯がございます。それによって、現在事業が動いているということでございます。加えまして高額補助ということで、事業拡大も考えていらっしゃるということで、町内の事業者の方が、町外への店舗が活用できないかというふうな意見を係の方から、意見をお聞きしたところでございました。今後の私の思いとしてはですね、まずは町内にございます、店舗がございまず、町内に新規に店舗を、店舗という事業者に対しましての補助をしたいという考えが基本というふうになっております。この制度設計につきましては先ほど説明しましたように、商工会と協議を重ねながら、この補助金要項も作り上げたということでございまずので、町外施設への事業拡大という支援がですね、商工会の方には要望が上がってるかどうかというのは私わかりませんが、上がってくるようであればですね、その制度の見直しにつきまして十分商工会と協議を行いながら、またですね、他の自治体の制度内容も参考にさせていただければというふうに思っております。他の自治体におきましては、他の自治体からそういうふうな事業も進出したいというふうな事業の方にはですね、町外から町内に入ってくる分については、そういうふうな制度を示してある制度も見たというところでございまずので、そこら辺も十分制度内容をですね、参考にさせていただければというふうに思っております。十分理解した上でですね、協議を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（金子光喜君） ここで昼食のため、休憩します。

- - - - -
休憩 午前11時57分

再開 午後13時00分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

4番（椎葉弘樹君） 町長からの午前中の答弁では、町外施設への事業拡大を支援することに対して、あまり前向きではないご答弁に見えました。ちょっとそこを整理させていただきたいんですが、町外施設を対象にあまりしたくないという理由、これをですね、ちょっと簡潔に、整理の意味を含めてちょっとご答弁いただきたいんですが。

町長（長谷和人君） 午前中もちょっと申し上げたところでございますが、あくまでもこの事業につきましての財源は一般財源でございますが、町民の皆さん方から預かりました税金、いわゆる血税というふうなことで申し上げたところでございますが、それを原資にしてるところがございまして、そして加えまして、町外という形になりますと、客観的に見ましてですね、広くやっぱり町民の皆様方がご理解していただくと、公益性を持った事業と、そして町民の皆様方に効果が及ぶという形でない、ご理解がいただけないのではなからうかということで申し上げたところでございました。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 1点目のですね、血税、一般財源というところはですね、どこから財源を確保するのかの点ですので、あまり理由にはならないのかなと思っております。要は県から国から貰った補助金だったら、とですね、一般財源というのはあんまり変わらないと思ってまして、要は補助の目的なんですよ、どういうところに町独自の補助をしたいかといったところで、財源というところはですね、例えば基金から繰り入れることもできますし、やり方は色々あるわけですが、この方法はですね。多分2点目のですね、公益性、町民に公益があるかどうか、それはですね、各商工事業者さん、農業もそうなんですけど、その事業体ごとのことなので、公益性をそこにですね、強く求められると農業、そこがですね、グレーゾーンではあるんですよ。町長は第一条にある趣旨で、町内の商工業者の事業継続拡大、この事業の拡大について、町内においてだけ、その拡大を認めたいのか、その点について伺います。

町長（長谷和人君） 今の質問だけで、ここでお答えさせていただきますけども、あくまでも町内の商工業者の事業継続と拡大に向けたということでございまして、私としては、町内ということで考えておるところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） ということは、事業者さんが販路を拡大したいって言った時にも、町内の施設を持ってやらないと、町外の施設というのはもう販路拡大に値しないということよろしいですね。

町長（長谷和人君） 今回の事業に関しましての部分については、当然その解釈でございますけども、その事業者が今回の商工業振興補助金を使わないで事業を拡大するというのはまた別の角度だというふうに思っているところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 町長ですね、湯前町の生産力、これ全国的に、もう1,600台という低い値だったんですよ、これももうすぐ多分、新しいデータが出てくるはずなんです。これ低迷したままだとするとですね、長谷町政では一体何をやってたんだというふうにもなってくるわけです。だからですね、やっぱり例えばもう事業の目的、補助事業の目的をですね、もう農林商工業の生産力を高めるっていうのがあるのであれば、ある程度その投資的な考え方も必要ではないかと思っております。だから、あんまりです

ね、財源ということばかりですね、拘ってしまうと、積極的な財政出動というのはいけないと思っております。今回ですね、町長は町外施設に対しては後ろ向きな考えであるということが明確に分かれましたので、その旨を私も農林商工業の事業者さんにもしっかりとお伝えして、今後もですね、別の事業として提案できないか、考えていきたいと思えます。

町長（長谷和人君） 大変厳しいお言葉をいただいたんですけども、今回、焦点となっております、商工業振興補助金交付要項、今年度から施行させていただいておりますけども、他の自治体と比べましても私としては思い切った施策を打たせていただいたということだけ、一言だけ申し上げておきたいと思えます。

4番（椎葉弘樹君） 私も思い切った施策であることはもう理解しております。ただ、今回のようなケースが初めてあったわけですから、そこを確認していたわけですよ。私はいですね、要項は満足してるということで課長から先ほど答弁がありました、国県に倣って今回は認めていないということでした。ただ、町独自の施策であれば、町独自で展開しても良いんじゃないかなといったところの考え方もあるんじゃないかと思っております。町長は全ての補助金において、国県に即さないものは認めないというような感じにも取られた、今回、答弁を受けたわけですよ。そこはですね町長、生産力を高める経済の考え方をですね、もう少し我々と一緒に理解を共有してもらってですね、どうすればその生産力が高まるのか、そこをもうちょっと考えていただきたいと思えます。もうこの件についてはですね、平行線で終わると思えますので、もう答弁は求めません。ただし、今後はですね、この生産力向上に向けて、もう少しですね、財政が財政がと言うんじゃないで積極的にですね、やっていかないと、本当に町の継続、事業者の継続というのは厳しい状況であるってということをご認識いただきたいと思えます。以上で、農林商工における補助要件の見直しの一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、農林商工業における補助要件見直しについて、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、農林商工業における補助要件見直しについての関連質問を終わります。

議長（金子光喜君） 次に、一つ、みどりの食料システム戦略に応じた有機農業の推進について、椎葉議員の質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） みどりの食料システム戦略に応じた有機農業の推進について、一般質問を行います。第6次総合計画基本方針では、所得向上をなくして、農業の持続

化はなく、農業を取り巻く環境整備を図る必要があると示されています。令和3年12月に金子議員が、みどりの食料システム戦略への対応について、一般質問をされております。答弁では、農業振興検討委員会の中で、この分野の方針をまとめ、農業振興プランなどの形で反映出来ればと考えていることでした。そこで湯前町農業振興プランの中を見ますと、みどりの食料システム戦略なども含めた販売戦略に対応できる、体制整備を図っていく必要があるとだけ謳われております。町長二期目の所信表明では、積極的に個性や創意工夫のある農業の育成や新しい農業経営を推進するとあります。しかし、総合計画や農業振興プラン、町長の所信表明では、みどりの食料システム戦略における具体的な施策は具体的に示されていないところです。11月14日の認定農業者との意見交換会第2部において、自然農法の推進に関する意見をいただいたため、調査検討をした上で一般質問を行います。要旨1、有機農業を町の農業政策に取り入れ、生産者を支援していく考えはないかについてお尋ねします。まず担当課の方にお尋ねします。有機農業を営む町内事業者の現状についてお尋ねします。

農林振興課長（高橋 誠君） 本町の国の環境保全型農業直接支払交付金の対象者で申し上げますと、有機農業の生産者団体は4つの団体でございます、生産者の合計は20名でございます。栽培作物は水稻、裸麦、ごま、玉ねぎ、WCS、そば、あわ、きびを作付されております。合計は42.75ヘクタールでございます。これは5年前の平成30年と比べますと、当時45.3ヘクタールですから、2.5ヘクタールの減となっております。生産者で申しますと、23人から20人への3人少なくなっているような状況でございます。参考までに日本で申しますと、有機JASを取得されている農家数では、平成23年の10年前ですけれども4,009戸から令和3年には3,703戸と減少しているところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 引き続き担当課の方にお尋ねしていきませんが、有機農業における町の支援状況、これまでの支援状況についてお尋ねしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 先ほど、国の環境保全型農業直接支払交付金の現状を申し上げました。これまでも現在もその有機農業、自然農法に取り組まれている町内の4つの生産者団体ですね、20名の方に対する補助事業に取り組んでおります。内容は、栽培面積に応じまして、交付されるもので、水稻、裸麦、ごま、玉ねぎについては、10アールあたり1万2,000円。そして、WCS、そば、あわ、きびは10アールあたり3,000円の補助単価となっております、内訳は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。一昨日ですか、12月6日の日本農業新聞には今、申しました、この環境保全型農業直接支払交付金の見直しを2027年、5年後には見直すという記事が掲載されておったわけですが、これについては有機農業の面積拡大、環境負荷軽減を低減する新たな取り組みに対しての導入に方針を変える。方針を追加されるわけで

ございますけども、今までは主に複数の農家による地域単位の取り組みが助成が対象でしたが、今回は個人農家の取り組みも、助成を手厚くする考えとなるようなものでございます。またそれとは違いますが、町の単独の農業機械補助金をはじめ、雇用支援の補助金、そして、研修補助金、これは有機栽培の技術習得なども可能かと思いますが、有機農業の分野でも十分ご利用できる制度かと思っておりますので、ご紹介したいと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 現在の支援状況についてお伺いしたわけですが、湯前町におきましては平成24年以降ですね、杵つき精米所というのを作りまして、自然農法普及会を素に杵つき精米、指定管理者制度の下で、米をですね、約50トン、1,600袋ぐらいを杵つき胚芽米として、期待をしていたところもあったわけですが。そこに対しては、町も積極的にその自然農法に対する支援をやっておられたと理解しております。ご承知のとおり、農業は衰退傾向にあるわけですが、特に高齢化が深刻です。現在の肥料や飼料、エネルギーなどの高騰の機会に、食べ物を海外に頼ってきた日本の農政を見直し、国内の供給力、ひいては町内の供給力を高める有機農業の仕組みを改めて考えなければならないと思っております。これらの対策としまして、国が打ち出しました、みどりの食料システム戦略というのがあります。この戦略は令和3年5月に農水省が発表したもので、国の食料供給の安定と環境保護を両立させることを目指しておられます。そこで担当課の方にお尋ねしますが、この有機農業における国が目指す方向についてお尋ねいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） みどりの食料システム戦略については、議員が申されたような内容でございます。具体的には2050年度までに、農林・水産業のCO2ゼロエミッションと言いますか、その実現。また化学農薬の使用量リスク関連で50パーセント低減、化学肥料の使用量30パーセント低減、耕地面積に占める有機農業の取り組みの面積を25パーセント増の100万ヘクタールに拡大というふうな具体的な目標も掲げておられるというところでございます。そういった具体的に示されてる上ですね、国の施策また県の方針等も示されているところで、本町についても、それに従った、準用した、同調して推進しているというところであります。

4番（椎葉弘樹君） 本町で推進しているということでしたが、まだ多分、具体的なですね、施策事業っていうのは、展開はまだできてないんだと思っております。先ほどの、振興プランとかですね、総合計画にも載っておりませんし、それはやはり後から言いますが、載せていかなくちゃいけないことだと思っております。担当課にお尋ねしますが、本町の有機農業への評価、これはどのように分析されてますでしょうか。

農林振興課長（高橋 誠君） 有機農業の評価、なかなか難しいところでございますが、これ最近のことですが、令和5年9月26日の日本農業新聞の方にも掲載されましたが、農水省が発表した全国の市町村別の耕地面積に対する有機農業の割合が高い30

市町村ということで公表されています。これはタブレットの方にも掲載させていただきました。本町は全国の753市町村の中で12という上位のランキングとなっております。また面積率別でも46位と、これも上位の方のランキングではないかと思っております。これは本町の有機農業を生産者が実践される日々の着実な努力があってこそその高いランキングの評価ではないかと思っております。また先日10月18日でしたが、韓国の浦項市からですね、有機農業者のご紹介もあって、本町に韓国の生産者の方が多数視察に訪れられています。ゆのまえ温泉湯楽里を会場にしてですね、有機農業を含め湯前町の農業施策を通訳を通じて説明しております。このことも湯前町の有機農業の分野で知名度が高くなっていること、いわゆる産地化としても確立していくんだという評価ではないかと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 課長が申されましたとおり、令和3年度は全国12位という、もうまさに輝かしい成績だと思っております。またその前の年度も全国4位ということで、これも凄いことだと思っております。熊本県内で見ますとこのランキングの中では、熊本県唯一湯前町だけが入っているということでございます。そして、先ほど韓国の話がありましたけども、韓国だけではなく、大阪の泉大津市というところからも視察に来られているようです。これは学校給食関係ですね。その他もいくつかの組織の方がですね、団体や組織の方が町内に自然農法の関連で来られた、交流があっているということで、町のPRとしても凄く効果がある取り組みをされているなというふうに感じているところです。また、その美味しさの取り組みとして、食味コンクールなどにも出品をされております。例えば、第2回九州お米食味コンクールでは金賞が2名ということで、さらには第3回から第6回までは特別賞を連続して受賞。そしてさらには、第7回コンクール、今年行われたわけですが、九州7県から117の自治体が参加され、自治体部門で湯前町は第9位ということで、これもまた上位で、各生産者のスコアも80点以上と高得点でした。そして、品種改良においても、自然農法に適した水稻品種の育種ということで、MOA自然農法文化事業団と共に、8年間をかけて選抜育種を繰り返し、令和4年、昨年度ですね、新品種、球磨みのりを品種登録されております。こういったですね、もう素晴らしい実績を収められているのが、本町の自然農法の組織だと思っております。このようなですね、自然農法の取り組みというのは、行政として、もう少し高く評価しても良いのかなと思っておりますし、またこの機会をですね、追い風として捉えることも必要ではないか感じております。参考までにですけど、先ほどの耕地面積に占める有機農業の割合のランキングで1位になっている、高知県の馬路村っていうところは、村内の全ての柚子農家が有機JASの基準に沿って栽培をされており、傾斜地が多く農業には不向きな地域ですが、独自の農業路線を築いておられるということで、行政と一体となった取り組みをされております。本町では、農業の基盤づくりに町単独

の支援策を実施しておりますが、独自の農業路線や差別化の農業戦略というのは、まだ具体的に示されていないところです。一方、本町から近い山都町や南さつま市など複数の自治体では、有機農業を農業政策に取り入れて推進しておられます。そこで町長にお伺いいたします。有機農業を町の農業政策に取り入れる考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 国のみどりの食料システムの戦略の中ではですね、環境負荷軽減と高い生産性を両立させる技術の開発、それから環境負担低減の取り組みを支える事業者の施設整備支援、それから化学肥料低減のクリーンな栽培体系の転換、それから有機農産物の生産需要拡大や環境負荷軽減の見える化、そして、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動支援として、本町といたしましては、これまで環境保全型農業直接支払交付金を利用させていただきまして、運営をしてきたところでございます。先ほど農林振興課長が説明しましたように、全国の市町村別での耕作面積に対します、有機農業の割合が高い。30市町村で12という上位ランキングも評価をされているということでございます。今後とも町といたしましては、引き続き栽培される方々への支援と協力を行っていくべきというふうに思っております。なかなかこれまで普通作という形での作付体系を行った現状がございまして、いきなり有機農法というのは難しい分野もあるかもしれませんが、これらの先進地自治体または県内すべての行政機関等の取り組み辺りも見ながらですね、同調しながら、私としては推進すべきものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 先ほど町長ですね、30市町村中の12と言いましたが、これ上位30の中の12だということです。あとですね、町長が今、答弁されました。今後、推進したいということなんですが、これはどうなんでしょう。例えば、次期の総合戦略であったり、或いは農業振興プラン。そちらの方にも農業政策として明確に示して、その生産者の方を後押ししていくという考えなんでしょうか。

町長（長谷和人君） ご指摘のとおり、町の総合計画ですね、それから農業振興プラン関係につきましての、明確に、先ほどご説明がございましたんですが、例事がなかったというところでございますので、今回、先ほど言いましたように、国のみどりの食料システム戦略という中の位置付けの中にですね、熊本県みどりの食料システム基本計画、これが令和5年3月に策定されておまして、本町も含めまして県内全市町村が共同して推進するというふうになっておりますので、こちら辺の体系も含めながらですね、今、言いました、この計画の中に盛り込みながらですね、対応していかなくちゃいけないかなというところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 他の自治体の動向を見ますと、山都町、南さつま市、島根県の吉賀町などでは、有機農業の定着や拡大を図るため、先ほど課長からもありました、有機JASの認証に係る経費を期間限定で支援されてるところがあります。また、島根県

の美郷町、津和野町などでは、有機農産物の生産・流通・販売などの普及活動に取り組む団体や個人を支援されております。支援の方法は様々ですが、こういった他の自治体の取り組みの調査が必要であると考えております。有機農業は国の政策も後押しして、今後の供給体制の拡大が期待される分野であります。本町においても、新しく有機農業に参入を考えている人が数名いると聞いております。町長にお尋ねしますが、政策に載せた暁には、この支援策というの、当然考えていかなくちゃならないんですが、この支援策についても、もう早めにですね、検討調査をしていく必要があるんじゃないでしょうか。

町長（長谷和人君） 先ほど国の補助事業に取り組んでいるというふうな説明をしたところでございますけども、それらの補助事業の他にですね、本町の有機農業の生産ニーズに応えるべき、効果的生産と販路拡大に関する国県の補助事業等もさらに模索する必要があるかなというふうに思っております。行政としてはできる、様々な角度からですね、この農業政策の情報収集を行っていきいたいというふうに思っております。また湯前町の中で、先ほどから4つの生産団体がありますということでもございましたので、これまで意見交換等も行っていないというふうな状況もございますので、意見交換も交えながらですね、有機農業の生産団体への活動と、それから運営支援、それから今回の環境整備事業の国の補助金が個人向けというような文言も入ってるようでもございますので、こちらも良く読み込みながら、支援を様々な方法があればですね、そういうふうな形で支援して参りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） まとめに入りますが、行政が有機農業を支援する姿勢を示せば、生産者の方も俄然やる気、意気込みが高まると思います。タイミングとしてはもう本当に今だと思っております。まずはその有機農業を町の農業政策に取り入れていただき、そのみどりの食料システム戦略を踏まえた、町の方針を示していただきたいと思います。そして、次期の総合計画や農業振興プランの中で、有機農業への支援策を速やかに具現化していただきたいと思います。むすびになります。今回、事業費補助金の関連で2つの質問事項を取り上げました。町長の方向性もよく理解できたところでございますので、そのあたりも踏まえまして、担当課の方にはですね、どういう形だったら支援ができるのか、農業、商工業、お互いに検討していただければと思います。産業全体を底上げする施策や事業を積極的に展開し、町内総生産の向上をぜひ実現していただきたい思いを述べて、一般質問を終わりたいと思います。

議長（金子光喜君） 一つ、みどりの食料システム戦略に応じた有機農業の推進について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

3番（遠坂道太君） これ町長にお伺いしたいんですが、現在当町で水稻を取り組んでいらっしゃると思いますけれども、ぴかまるですよね。ぴかまるの栽培を今取り組んでやっておられますが、その中でこれをですね、先ほども椎葉議員が言われますように、栽培も一本化しながら、やはり有機の方の栽培の方に取り組むような姿勢を持ってされればというふうに思っておるところでございます。そうしますとやはり、有機農業としても、1つの目玉商品も出てくるし、その方向づけもですね、考えはないかお伺いしたいと思います。

町長（長谷和人君） 申し訳ありません。ちょっと私、今、質問の中のことをちょっとよく理解していなかったものですから、申し訳ございません。今、ぴかまるを有機農法で栽培したらどうかというご質問でございますか。そこは先ほど言いましたように、貫行農業という部分がございます、いきなりそこにちょっと持っていくというのもちょっと難しい部分があるかなというふうに思っておるところでございますので、なるべく有機農法という形ですね、捉えていくという考え方で、ご答弁させていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） あくまでもやはりこの農業実行ということでございます。でもやはり政府の方の考え方もございますし、やはり有機の面積も増やしていきたいという形が今、政府の取り組みも打ち出しをされております中で、やはりそれに対する取り組んだ生産者の方については、やはり支援を精一杯するという、岸田総理の考え方もですね、この前の農業新聞の方にも出ておりますし、そういった形で、今、うちで取り組んでる品物についても、その方向でですね、やはり今後考えていくべきかなというような形で、その意見を申し上げたわけでございます。答弁は要りません。

議長（金子光喜君） 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） これで一つ、みどりの食料システム戦略に応じた有機農業の推進についての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、農業の振興について。遠坂議員の質問を許します。

3番（遠坂道太君） 皆さん、こんにちは、3番議員の遠坂です。現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます厳しくなる地方自治でございます。議会と町は町の発展と住民福祉の向上のために、お互いに知恵を出し合い強調していく必要があります。そこで、一般質問をいたします。一つ、農業の振興について、要旨1ですが、農業後継者や担い手不足問題について、対策をどのように考えているのかについて伺います。今日の農業の担い手問題は、次の2つの側面を持っています。一つは、

誰が今後の我が国の食の供給を担うのか。いわば食糧供給の担い手の問題です。もう一つは、誰が農村地域の経済を支える農業を担うのか、いわば地域農業の担い手問題であります。まず、前者については、政府は国内農業生産を基本とする食糧の安定供給等を打ち出していますが、今後どの程度の担い手を確保するのかは、基本的に国民の選択に関わる問題であります。すでに食糧の大半を海外に依存している現状では、問題の当事者は自給率の極めて高かった時期と違って、農家ではなく問題の解決の主体は国民そのものであり、実際には政府であります。これに対して、後者の問題は、地域の死活に関わる問題であります。そこでは地域農業を維持、発展させることで所得を確保し、農村社会を維持、活性化するため、いかに中核的な担い手を確保し、さらには多様な担い手を確保・育成するかが問われます。その意味で、問題の当事者は地域の農家、住民であり、現にその意を受けて、市町村、農協等が実に多種多様な対策を打ち出しています。担い手問題の難しさは、こうした性格の異なる問題に合わせて対処せざるを得ないところにあると言えます。農業の担い手は、近年、農家の高齢化、後継者の不足等が顕在化する中で大幅に減少する方向にあります。新規の就農者は1970年代あたり10万人程度でありましたが、90年代には4～5,000人、新規学卒就農者も1970年代には1万人から1990年代には2,000人以下になっています。そこで、現状の農業後継者及び担い手の状況について伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 本町の現在の状況を申し上げますと、認定農業者は51人でございます。そのうち、後継者がいらっしゃるのかにつきましては、11戸となっております。次に、認定新規就農者、いわゆる新たに農業を始めて5年以内の方が2人いらっしゃいます。次に、人・農地プランに地域の中心となる経営体に位置付けられた農業者、いわゆる認定農業者でもないが、地域の農地利用を効果的に効率的に担い、営農を営まれている方が53人となっております。以上、合計しますと106人となります。地域の中心経営体の担い手として位置付けられた方となります。近年の本町の新規就農者は、令和元年からの新規就農者数を申し上げますと、令和元年度2名、令和2年度2名、令和3年度3名、令和4年度3名となっております、ここ4年間で10人となっております。

3番（遠坂道太君） ただいま、課長より答弁をいただきました。新規就農者を見ますと、この4年間で10名程度の方がいらっしゃるというふうなことでございます。今後考えますと、これ以上はいらっしゃるのかなということもですね、やっぱり今後、考えなきゃいけないところでもあるんじゃないかなと思います。そこで、農業総合研究所の資料に基づきまして調査したわけですけども、1995年のですね、農家人口は1,508万4,000人、農業就業人口が490万2,000人、基幹的農業従事者は277万8,000人、それから2010年になりますと、農家人口が950万3,000人、そのうち65歳以上が

33 パーセント。農業就業人口は 259 万 8,000 人、65 歳以上が 53 パーセント。基幹的農業従事者は 150 万人、65 歳以上が 61 パーセントあります。また、近年の 2020 年を見ますと、農家人口は 799 万 5,000 人、65 歳以上が 39 パーセント。農業就業人口は 156 万 9,000 人、65 歳以上が 66 パーセント。基幹的農業従事者は 86 万 1,000 人、65 歳以上が 68 パーセントとなっております。この 25 年間で農業人口が 708 万 9,000 人も減少。それと、農業就業人口もですね、330 万 3,000 人の減少。基幹的農業従事者が 191 万 7,000 人の減少となっております。全国的にも大幅な減少傾向となっているような状況です。そこで、農業総合研究所の資料では、今後 10 年間で展望すると、農家人口は 6 割、基幹的農業従事者は 5 割に減少すると。そして、高齢者の割合も上昇すると予測されております。そこで、農業後継者や担い手不足の問題に対して対策をどのように考えているのかについて伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農業後継者や担い手不足の対策、その支援施策については、現在、湯前町は国の新規就農者育成総合対策事業の補助事業にも取り組んできておりますし、今後も新規就農者確保の対策には、この国庫補助事業を活用させていただいて、新規就農者支援は継続して取り組んで参りたいと思っております。また本町の単独でございますが、湯前町農業後継者等支援事業。これは 1 年目が月額 10 万円、2 年目が 8 万円、3 年目が 6 万円という補助事業でございますが、それらを始め、各種の町単独補助事業も活用をしていただけますし、これは人吉球磨のどの町村よりも充実している内容かと考えております。

3 番（遠坂道太君） 課長より答弁をいただきましたが、今の答弁を聞きますと、町単独の事業、よそにない後継者の育成事業だというふうに私も理解をしてるところでございます。そこで同じ内容につきまして、町長の考えを伺いたいと思えます。

町長（長谷和人君） 農業後継者や担い手不足につきましては、まず日本全国の農林業の分野にも限らずですね、水産業それから商工業、あらゆる産業で共通した重大な課題であると認識しておるところでございます。日本の人口減少、少子高齢化が大きな原因であることは、議員もご承知のとおりでございます。また都市圏に近い農村地域につきましては、本町のような過疎地域の農村の方が極めて、深刻な担い手不足が進行しているのではなからうかなというふうに思っております。後継者の現状も大変厳しい数になっておりますが、近年の農業資材等の物価高騰の影響も深刻でございますし、農業所得の減少、農地を農地として活用し、そして、維持していくことに農家の皆さんの不安があるものと思っております。今、農林振興課長が説明しましたが、国庫補助事業、町単独事業、これらを積極的に活用していただき、農業後継者がさらに増えること、そして、将来の本町農業を支えていただく人材に成長してもらうことを期待

しておるところでございます、しっかりとより良い町の新規就農支援として、制度を展開していければというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 町長からの考えをお伺いしたわけですが、町長もやはり現状の国の施策と町の事業を重視しながら、この後継者の不足のですね、問題に取り組んでいくというふうに言われております。自主的にある意味、担い手問題をですね、解決等についてはですね、考え方として、担い手の問題の現状、地域によってかなり異なるわけでございます。例えば、北海道、東北、九州などの主要農業地帯では、専門的な農業の担い手が比較的分厚く残っていますが、それ以外の地域では少なくなっています。加えて、担い手の形態は多種多様であります。地域によっては新たに法人、或いは第三セクターが担い手になりつつあります。問題への対処も地域によって様々であります。いずれにせよ、地域レベルの担い手問題については、地域の農家、住民に真剣に受け止められているようで、市町村、或いは農協を中心に積極的な対応が見られます。しかし、そうした対策も多くは後追的であります。上に述べたように、10年後の地域農業、農村が現状の単なる延長でないとすれば、地域ごとに将来のあるべき農業、或いは農村の姿を描き、その方向に沿って対策を考える必要があると思います。担い手問題への対処は、農村社会システムの構築を進める中で、新たな方向が見いだせるのではないかと思います。いろんな農村社会での取り組み等もあると思います。その中で一例申しますと、現状農村でいくとバイオですね、バイオを活用した地域の開発、これはもうバイオを利用し使った形の農業であれば、そのような形ができて、それとか環境の問題、やはり一つのSDGsの中での農業といった形の今後の取り組みも必要になってくるかと思うわけでございます。そこで次の質問に移りたいと思います。要旨2の今後の農業経営安定のため、どのような支援を考えているのかについて伺います。先月11月14日に議会と認定農業者同志会との意見交換会が行われたわけでございます。その意見交換会における認定農家の意見はどのような意見があったのか伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 先ほどの椎葉議員の質問と重複してしまいますので詳しい説明は行いませんが、やはり4点ほど、先ほど申しました面積要件の件、それと補助上限300万円が200万円に下げられたと、抑えられたということなどが、我々農林振興課で重要な部分と捉えさせていただいた意見でございます。

3番（遠坂道太君） 先ほどの椎葉議員と重複してはるわけですが、やはり、補助金の上限が300万から200万に減額されたこと、それから面積要件ですね。これが一つのネックにもなっているような形ですね。それと現在ですね、規模拡大をしようにも、それ以上できないという、認定農業者も多かったというのが私が意見を聞いた中での一つだと思います。それと機械の更新もですね、考えてくれということもあったわけですが、やはり更新をして農地を守っていくというのも一つの考え方でもあると思います。

それから大体一番言われたのが農繁期に人手不足という意見もあったと思います。そういった色々な意見があってですね、そして、今の町の事業のですね、町の単独事業については、非常に農家についてもタメになってるような事業だと私は認識してるところでございます。そこで、現在の町単独補助事業の利用状況につきまして伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 利用状況を申し上げます。果樹振興総合補助事業につきましては2件でございます。鳥獣被害防止柵事業、これはまだ利用がありません。次に、作物規模拡大等支援事業、これは1件あります。次に、農耕車資格取得補助事業、これが2件でございます。農業研修補助事業が利用があってないところです。中心経営体農業機械導入支援事業、認定農業者の方が3名、もう1つのその他農家の方が利用があってございません。次に、農業用施設等導入事業は利用があってございません。次に、農業法人化支援事業、これも利用があってございません。あと、先ほどの農繁期の人手不足等に支えるものですが、農業雇用支援事業、これについては3件でございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 課長より答弁をいただいたわけですが、10事業のうち、5件ほどが、利用がされていないというふうになるわけでございます。そこで5事業についてですね、今まで利用がなされていないのか、なぜ利用がなかったのか、それにつきまして伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 令和5年度から見直した町単独事業、新しいものをスタートさせたのですが、実際には6月議会の定例会において補正予算をご可決いただいた後でもございました。令和5年度も残り4ヶ月ほどございますので、補助制度の周知も不十分だったかもしれませんが、再度農家の方に旬報などを利用して周知を行って参るというところでございますが、また利用されていない補助事業についても、今後その理由を調査分析しながら、次年度以降の事務事業に反映させていただきたいと考えております。

3番（遠坂道太君） 5つの事業が利用がなされていないという状況でございます。やはり最後にありましたように、人員確保の事業につきましては、やはり金額的にもちょっと少なすぎるんじゃないかなというふうに、ある生産者からも言われたところでございます。やはり忙しい時期が何ヶ月かあるという間に、人を雇わなくちゃできない集中作業があるので、そういった形で言われております。やっぱりその辺もですね、見直される部分はですね、そこら辺を検討いただければというふうに思っているところでございます。先ほど認定農家の意見を伺いましたわけでございますが、補助要項の中に、5年以内に規模拡大を行うということがその要項にあります。先ほど言いましたように、この前の会議でも、認定農業者の方も言われておりました。これ以上増やすことが出来る

人と出来ない人は二極化です。やはり若い人はある程度取り組みをしていきたいと、ある程度年齢が来た人達はこれじゃちょっと難しいといった形の意見があったように私は思うわけでございます。そこで認定農家の制度の年齢のあれ、あれをですね、見ますと、年齢制限はないという資料を執行部の方からいただきました。これ法律化してあるんであればできないかもしれませんが、ある程度年齢をですね、制限できるのであれば、考えるべきじゃなからうかというふうに、これいろんな農家の方からの意見でございます。そこで申し上げておきます、町として考えられることはないのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午後 1 時 5 7 分

再開 午後 2 時 0 8 分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

遠坂議員の一般質問の途中です。発言を許します。

農林振興課長（高橋 誠君） 認定農業者の定義から申し上げますと、先ほど議員おっしゃられましたように年齢制限はございません。併せて性別の要件もありませんし、兼業専業の要件もありません。国は一律の年齢制限を設けないということが先ほど言いましたが、市町村はですね、地域の実情を踏まえて、高齢農業者が地域の担い手として排除されることがないように、年齢制限は弾力的に運用するようということが記載されておりまして、何歳まで区切るとした場合ですね、決して高齢者を排除ではないというような納得できる説明と根拠が必要になるかと考えます。

3 番（遠坂道太君） 課長が言われましたように年齢制限がないということは私も理解してるわけですが、1つは町の単独事業のですね、利用の中で意欲がある若手の方にですね、分厚くできるような形で認定農業者もですね、年齢もある程度、どこで区切りをつけるかという形で考えて欲しいということが、1つ私の今日言った答弁というか、質問の形だと理解していただければと思うわけでございます。今後こういった形で事業のですね、見直し等もですね、考えていただければというふうに思っておるところでございます。先ほどもですね、椎葉議員の方からも色々と単独事業の支援もですね、補助要件の見直し等についても言われておりますので、私の方は余り質問しないでおこうというふうに思っておるところでございます。先ほども言いましたようにですね、新規に農業を始めるには、新たに農業機械を購入しなければならないということがあります。最低でもトラクターは必要となるわけですね、トラクターについても数百万の投資が

必要になります。農業をするために借金まですることになります。そこで新規に農業へ取り組む就農者への補助率を見直す考えはあるかについて伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 新規就農者また親元就農者について、大きく補助の形態が2つあるかなと思っております。1つ目は、新規に一から農業を自分で始められる方の利用が多いのですが、まず国の事業の新規就農者育成総合対策事業補助金、経営開始資金がございます。これは新たに独立、自営就農で営農を開始する方、認定新規就農者と言いますが、この方に対して、経営開始資金として、年額150万円を国から最長3年間の補助を受けることができます。また経営発展資金として機械、施設、家畜導入など優遇された補助金も準備されているようでございます。農林課としては、この国県の優遇された新規就農者支援を推奨しております。2つ目は、親元就農者の方で始める方の利用が多いのですが、町単独の農業後継者支援補助金があります。先ほど1つ目で説明した、国の事業に該当しない方を支援する補助制度でございます。先ほど言いましたが、1年目が月額10万円、2年目が8万円、3年目が6万円の町単独補助金です。この後継者支援の補助金、どの市町村よりも充実している内容と考えております。またいずれも、町単独の各種農業支援の補助金も同様に利用可能ですし、機械購入補助金で申しますと、機械購入費用の50パーセント、上限200万円の補助金を利用できます。補助率については湯前町補助金見直し方針、ガイドラインですけれども、一般的な補助事業の補助率の考え方は上限50パーセントで設定するとしております。このガイドラインに基づいた町単独補助事業の制度のスキームを考えてきたところでございます。

3番（遠坂道太君） 課長から答弁いただきましたけれども、やはり新規就農者、親元就農者についてもですね、現状が50パーセントでございます。これ前も町の方で取り組んだ事業の中でも、ハウス事業関係では70パーセントというのがあったわけですね。そこまで持って行って欲しいなというのが1つの狙いがございます。やはり農業を今から一生懸命やりたいという人に対しての利用率はアップして欲しいということでございますので、ここで町長の方にお伺いをしたいと思います。

町長（長谷和人君） 先ほど農林振興課長が説明しておりますけれども、新規就農者向けの補助金につきましては、他町村の補助事業と比較しても、本町の町単独の補助事業については充実しているというふうに思っておりますし、補助率も高く、上限額も高い設定にしているというふうに思っております。本町の新規就農者の数も、ここ4年間で10人ということで将来を期待できる若い方が就農されておるということで頑張って農業経営をされているというふうに思っているしいでございまして。そういった新規就農者の方々ですね、意見を聞けるような機会等々がございましたらば、担当課におきましてですね、現状の課題や問題点をお聞かせいただきまして、今後の新規就農者の支

援の新たな方策などを活用していければというふうに思っているしだいでございます。
以上でございます。

3番（遠坂道太君） 町長、私は70パーセントぐらいにしたらどうかっゆうことで聞いたわけですが、それについてお伺いしたんですが。

町長（長谷和人君） 先ほど課長が答弁しましたように、補助率につきましては湯前町補助金見直し方針、ガイドラインにおきまして一般的な補助の考え方については、上限50パーセントというふうに設定されております。このガイドラインに基づいた町単独補助金のスキームということで、これを重視していきたいというふうに思っているしだいでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） ハウス関係でやられた70パーセントは、なぜだったのか、それについてお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） ハウス高額高率補助であった時でございます。だいぶ昔の話だと思います。この当時、補助金見直し方針はできていなかったところでございますけども、その当時の首長さんのお考えもあったわけでございますでしょうし、その当時、強化ハウス等々が主だったと思います。台風災害等があつて雪害もあったという時代のハウスの補助だったかと思っております。それによってまた県の補助率も活用した高率補助であったかと思っております。その時代の農業政策で重要な部分に高率補助が、財政出動されたのではないかと思っております。

3番（遠坂道太君） その時代はそうであったかもしれませんが。その時の首長が思い切って、その辺の決断をされたというふうに私も理解してるわけでございます。今は長谷町長でございますので、現在2期目に入っております。やはり思い切ったことをする時は思い切ったことをやって欲しいというふうに思います。これ町長の支持者の方が言われておるんですよ、はっきり申しますと。「今せんばどぎゃんすっか。」と言われてます。そこでお前からも言えということと言われてますんで、はっきり申し上げます。この件については、また検討を今後していただければと思っております。町長からも答弁いただいたわけですが、新たに農業へ参入する就農者また今後農地を担っていく農業者に対して、思い切った投資をすべきではないかというふうに私は思います。思い切ったことやって欲しいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。そこで課長に伺いますが、今後の農業経営安定のため、どのような支援を考えているかについて伺います。そのあと町長も同じようなことで答弁をお願いします。

農林振興課長（高橋 誠君） 思い切った投資をせよということで、農林振興課の方では財政をつかさどっておりませんので、まずは、国の経済対策による国庫補助事業、県費の補助事業で活用できるものを優先して考えます。生産者が必要とする、営農する上での問題解決、要望に応えること、これができる補助事業を模索していきたいと考え

ております。さらに先ほども申しましたが、令和5年度から農業経営安定のための新たな町単独の補助事業をスタートさせたばかりでございます。令和5年度の実績または3カ年の利用実績を見ながら、成果を見ながら、関係機関のご助言もお聞きしてより良い制度への展開にできればと考えております。

町長（長谷和人君） 思い切った施策をやれというお話でございまして、令和5年度からですね、新たな町単独の補助事業ということで、機械導入、施設園芸、果樹生産、雇用経費ということですね、11の事業メニューをですね、新しくスタートさせていただいたところでございます。予算的にも正確に、ちょっと私覚えておりませんが2,000万円以上を超えるような、予算を確かに立てたというふうに思っているしだいでございまして、しっかりとその部分についてはですね、精査をしながら、3年間の利用実績も見ながらですね、良い展開ができればというふうに思っております。それから近年の物価高騰の影響につきましてはですね、農林業の分野におきまして大きなダメージを受けているところでございます。特に畜産関係も子牛価格の低迷それから飼料価格高騰など、これが長期に長くなっております。大変深刻さは増しておるということでございます。これらの農業分野だけで今お話をさせていただきますけども、国の緊急的な臨時交付金もこれまで活用させていただいておりますし、今後も同様な交付金等がございました場合につきましては、同じような分野への活用も考えていきたいというふうに思っております。しかし、そのような国の支援もやっていかななくてはいけないというふうに思っているわけですが、所詮、臨時的な経済対策ということで、一過性のものになってしまうというふうに思っております。継続的な支援というふうな形になりますと、本町のような大変脆弱な財政基盤の上でおきますと、大変厳しい状況がございまして、11の事業を設けまして、大きな投資をやっているわけでございますけども、やっぱり予算の配分というふうな部分も大きくそのウエイトを占めておりますので、国の政策なり、県の施策も合わせながらですね、今後とも強く要望にお応えしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） ただいま町長より答弁をいただきました。財政の問題を言われているわけですが、やはり、それも1つかなと思いますけれども、やはり、思い切ってやる時は思い切りやって欲しいというふうに思っているわけでございます。これもですね、昨日の夜中ありましたテレビの中で、畜産連携のテレビ放送がありまして、やはり、飼料高騰がなっているものですから、やはり、畜産の耕畜連携でトウモロコシの栽培を行って、そして、機械の導入を図り、そして、トウモロコシの飼料の生産をやっているというところの放送が夜中にありました。そういった形の、やはり、そういう町としてとるべき姿をですね、やはり、今後ですね、考えていった形の中で、今後の、先ほど町長に言いました、一番厳しい状況の中の畜産問題があります。そういった形の

取り組みを考えていただければというふうに思います。次の質問に移ります。要旨3、今後の水路整備と農振地の見直し、農地の集積はどのように図る考えかについて伺います。水路整備におきまして、本町の農業を支えています上溝、中溝について整備後40年以上が経過しており、老朽化による漏水が著しい状況にありますので、県営事業を活用し、上溝、中溝全体の改修工事が令和6年に事業着手することになっております。また、水田の圃場整備により50年以上が経過しており、排水路の老朽化による傷みが著しい状況であります。そこで、今後の水路整備におきまして、どのような改修工事の計画があるのか伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 令和4年まで、深田地区排水路工事、植木地区用水路工事を完了させてきたところでございます。令和5年度は、議員おっしゃられましたように、現在、準備段階ですが、令和6年度からの12年までの工期になる見込みですが、県営事業による上溝と中溝の本体部分の補修、補強工事を実施してまいります。また、中部地区、松下地区の用排水路整備を将来計画しておりますが、まずは、これも事業採択されるための準備を整えているところでございます。

3番（遠坂道太君） 現状は中溝、上溝、町のやはり、今まで水稻の中心となってきた、また地区の水路でございます。やはり、今後来期から工事があるかと思えます。また現在、排水口の傷みがですね、非常に多いと思えます。田んぼダムの普及推進をしている当町としては、排水口の改修工事を行うことを優先しなければならないんじゃないかと思えます。そこで、各中山間地域と協議を行い、水田の排水口の改修工事に着手する考えがあるのか伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 田んぼダムのことが出ましたんで、水田のおてみのことだと思っております。現在、町内の水田農地を見ますと、大規模な農地の構造改善事業が行われてまして、50年近く経過するような圃場になってございまして、本町において、水田農地の排水口を修繕するということや改修するという全体的な計画はございません。今、熊本県が進めています、田んぼダム実証事業と言いますが、本町は県に協力する形で取り組んでおりまして、水田農用地の排水口取り換えを行っております。しかし、モデル的な事業でございますので、少ない農地の数のものになってございます。今後、県がどのように継続されるかどうか情報がまだないところでございます。議員が言われました、中山間直接支払交付金の事業活動、多面的機能支払交付金の資源向上支払で充当できる取り組みなのかどうかは確認したいと思えますが、県の田んぼダム担当者から排水口1ヶ所あたりの取り換え工事も高いよというようなような話も聞いてございます。この中山間等々の交付金は、農地や用排水路の長寿命化のために小規模な修繕等に使えるとされておりますので、まずは、補修、修繕という考え方から集落と話を進めてみたらどうかと思っております。補修箇所調査等をですね、集落で行っていただ

き補修で対応していただくこと。そして、補修で不可能な場合、そういった箇所がある場合は、取替など別の方法を考えるという順番の方が、この交付金の使い方としては妥当ではないかと考えております。

3番（遠坂道太君） 課長から答弁いただきまして、1つは新たに、そういった事業をですね、中山間地との協議をしながら取り組んでいただければというふうに、今後、思っておるところでございます。次に農振農用地の見直しですが、見直しをする時期に来ているのではなからうかと思えます。本来であれば、農地プランの策定を行う前にすべきではなかったのではないかとと思えますが、担当課の話では、今から検討するようなことでありましたが、今後どのように農振農用地を見直していくのかについて伺いたいと思えます。

農林振興課長（高橋 誠君） 農業振興地域整備計画になりますが、現在の計画書は令和2年3月に作成したものとなっております。この計画は概ね10年を見通した農業振興地域における農業振興の方向を明らかにして策定したものとなっております。原則として概ね5年ごとの見直しを行うようになっております。農林振興課としては令和6年度に基礎調査、令和7年度に見直しを実施予定でございます。過去、農業委員会の担当職員が現地調査等を行って見直したとのことで、この業務に多くの時間が必要と見込まれまして、他の業務に支障をきたすと思われまして、より精度を高めた調査にならないかなど、見直し計画を作成するためにも、専門に扱う業者に業務委託するのも1つの方法として考えておるところでございます。全体の計画の見直しもあるんですが、これまでの人・農地プランが、今回、地域計画という形に法定化されますので、その計画を作成する中で、農地一筆ごとの10年後の農地の姿を農家さん、個人、また担い手の有無、また、その集落のご意向を反映させた目標地図の作成を行うこととしております。これは集落で話し合う場が必要でございまして、令和7年度末までの策定を行います。これは地域計画も含めての完成年度となっておりますけども、そして、その地域の計画、地域の集落の協議をさせていただいて、その上で、営農上で1つは、今後も利用できる区域、もう1つは、保全や林地化を進める区域など、将来を見据えた様々な区分をこの計画に整理させていただく必要があると考えております。

3番（遠坂道太君） 課長の方からも詳しく、今後の取り組みについて答弁がありました。やはり私も考えたことで、やはり地図に一筆落としていくことが1つの形だというふうに思っておるところでございます。やはり、山つきの農地の問題とか、地区集落内の農地、そしてまた、農地として活用できない農地等ですね、除外等やっぱり今後、考えていくべきではないかというふうに思います。そこでこういった形の中で、どの程度の農地を残していくかはですね、すいません。現在、過疎化が進んでいる中に、斜面の多い中山間地域は切実です。どの程度の農地を残していくかを全体で管理し、諦める地

域は大胆に諦める検討を今すぐ始める必要があります。先祖代々の農地。そしてまた、美しい棚田の原風景などという、妄想に酔っている余裕はありません。耕作放棄地の増加が示唆するものは、もっと切実で構造的な問題です。今後、農振農用地の見直しを行うことで、どの程度の農地が確保できるのかについて伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 現在の湯前町の農地は567ヘクタールでございます。農振農用地は4,055筆の492.5ヘクタールでございます。先ほど説明した、令和6年度と令和7年度に全体見直しを行っていく上で、どのくらいがまだ農振農用地として設定できるか、まだ試算は行っておりませんので、正直お示しできるようなものがございません。今回、先ほど言いました地域計画、目標値、この2つを作る中で今後も耕作農地として利用できる区域、また、保全や林地化を進める区域などを整理してお示しできる機会があればお示ししたいと考えております。

3番（遠坂道太君） 課長から答弁をいただきましたけれども、やはり、はっきりした面積はまだ出されていないということでございますけれども、やはり、先ほどからも言われておりますように、農地としての1等農地、2等農地、そういった形の区分で申請されるんじゃないかなというふうに思っております。令和6年度より、農振農用地の見直しを行われると思いますが、日々業務が多い中での見直しとなります。人手がいるのであれば、人を増員しても早期に取り組んでいただきたいというふうに思っております。次に、農地の集積についてですが、農地の集積は、農家の高齢化と担い手不足が進む中、優良農地を守るためにも長年の課題となっております。湯前町の農地集積の現状はどのようになっているのか伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農地集積の定義は、農地作業を効率化し生産コストを下げる目的で地域の中心となる農家または担い手に農地を集めることでございます。自分が持っている農地、田畑の他にですね、新たに農地を購入して所有する、或いは農地を利用する権利を契約にて得て、経営面積を拡大することになります。農地集積率を申しますと、国や県は担い手への集積率の目標80パーセントと設定されています。タブレットの方にも人吉球磨の現状を載せておりますが、令和4年度末時点で湯前町は51.2パーセントとなっております。

3番（遠坂道太君） 課長より集積率を言われました。51.2パーセントということでございます。いわゆる現状集積率を高めていくためには、やはり先ほどからも言いますように、農地プランの作成が1つだと、やはり作物的にも、やはり集団化を図ることが1つの課題かなと思っております。各中山間地域において農地プランの作成を行われると思います。認定農業者を中心に農地の集積を図ることだと思いますが、今後、農地の集積にかかっていかれると思います。近年、農業が抱える問題としては、人手不足、高齢化、技術の継承などがあり、生産性の向上が課題となっております。優良

農地を農地として活用して、担い手の農家に農地の集積に取り組んでいただきたいと思っています。先ほども言われましたように、ちょっと課長に聞きたいんですが、今後の農地の集積をどのように図っていくか、それについてお聞きしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農地の集積については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんの日頃の相談活動において農家の皆さんの方のご意向などの把握に努めていただいております。また、農業経営基盤強化促進法等の改正により、先ほど申しました、人・農地プラン策定後、新たな計画として地域計画を令和6年度末までに策定することになっております。国の目標とする水準80パーセントに近づけるようにするために、中間管理機構との連携と活用、これをしながら、今後、この地域計画の策定の中で現況に基づいた、出し手と受け手のご意向を確認した上で、農地の集積を図っていくということとしたいと考えております。そして、先ほど説明しましたが、用水路関係の改修と言いますか、県営事業、団体営事業、そして二溝用水路改修事業はじめ、そういった農業用排水路施設整備には必ず農地の集積や集約の計画と達成が必要となる条件となりますので、農家の方また整備される集落の方がそれぞれ協力していただかないと進まない大規模な用水路改修工事となりますので、ご承知おき願いたいと思っております。

3番（遠坂道太君） 課長から今後の農地の集積の方向づけについて伺いました。そのような形の方向ですね、取り組んでいただければというふうに思っているところがございます。最後に町長に伺いますが、現状、問題を抱えている農業ですが、今後の農業振興について、どのように図る考えかについて伺います。

町長（長谷和人君） まず1つに、湯前町総合計画の大きな柱がございます。そして、令和5年3月に策定いたしました。湯前町農業振興プランに基づいた施策を進めるということが重要だと思っております。また、農業経営安定化につきましては、先ほど申しましたが、近年の農業資材等の物価高騰の影響も深刻でございますし、農業所得の減少にならないよう、これからも営農を維持していかれることを願い、農家の皆様の不安を取り除けるような施策も考え実施していきたいというふうに思っております。また、国県の農政関連の事業で活用できるものを優先して考え、そして、町単独事業の各種の農業支援の補助事業、畜産支援の補助事業など生産者が営農する上での課題解決に向け効率的なものを活用し、さらに、令和5年度から新たな町単独の農業支援の補助事業も含め、さらに農家の方については、その活用をぜひお願いしたいというふうに思っている次第でございます。今後、新規就農者への支援、それから有害駆除への対策への支援、それから農地維持のための取り組み、そして、省力化したスマート農業など様々な分野においてこれは長年の課題でありまして、決して終わりが見えないものもでございます。また完璧に完結できないものというふうに思います。特に異常気象などの発生等によりまして不安定な経営というものもあります。また、これらの農業情勢の変化、それから、

これからの時代の変化に柔軟に対応していくこと、町の農業振興施策も1つずつ対応し、進化していくことも同時に行っていけばというふうに思っております。これらをしっかりと地域の農業生産の集落、そして、JA様、そして、各種農業団体などと一緒に考えてを進めて参りたいと思っております。以上でございます。

3番（遠坂道太君） ただいま町長より今後の農業振興について答弁をいただきました。今後の農業はスマート農業が担い生産性の向上を図っていくと思えます。新たな担い手ですね、対策のポイントは、ここで私の考え、いろんな調査したポイントをここで述べていきたいと思えます。今後20年で高齢者がリタイアした後、基幹的農業従事者数は現在の約25パーセントまで激減するというところでございます。認定農業者、農業者全体が激減する中においても一定数を保っており、これら、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等が農地等の農業生産基盤の維持や食糧供給の重要な役割を担っています。今後の法人経営は利用する形態の農地等の受け皿として、また、経営の多角化・複合化や食品産業と連携を取り組みやすい特徴を活かして、食糧生産・供給において重要な役割を担うことを求められます。一方では農業法人の財務や収益性等の経営基盤は他産業と比べて脆弱、また、雇用労働力の確保が課題となります。農業分野で活躍する外国人労働者が増加していますが、その安定的な確保のためには環境整備が必要です。生産年齢人口が減少する状況の中で、今後かつての主たる農業者層のような規模で若い就農者を確保することは困難です。以上のような状況を踏まえて施策を考えることが必要です。稲作等の土地利用型農業、施設園芸や畜産等の労働集約型農業の特性の違いを踏まえ、離農する経営体の農地の受け皿を確保する必要があることから、引き続き一定の農業生産を担い、地域農業に欠かせない個人経営については、その経営発展を支援する必要があります。農業生産におけるウエイトが今後も高まることが見込まれる農業法人について、現行基本法にある法人化の推進だけでなく、その果たすべき役割を明確化し、経営安定を支援していくことが必要です。農業法人が持続的に食糧供給の一定割合を担っていくためには、農業法人の経営基盤の強化のあり方また外国人労働者含め雇用労働力の確保の必要性があることから、労働環境の整備や地域内外での労働力の調整のあり方を検討することが必要です。個人については、経営継承にあたって、対外的な契約等が断絶するといった持続性について課題を抱えており、後継者・新規就農者を確保する必要があります。多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要です。また、経営を継続する者の確保や円滑な経営継承のための方策を検討すべきではないかと思えます。将来に向けて農地を農地として残し、魅力ある農業の振興を期待しまして、一つ、農業の振興について質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、農業の振興について、遠坂議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

2番(西 靖邦君) 関連じゃなかったら却下してください。農業関係とか商工とかいろんな支援策とか補助金とか、各課担当の補助金とか支援策もあります。要は町民の方への周知が一番だと思うんです、その内容とかホームページ上で、その支援策補助金とかそういう項目を作ってますね、各課のものを連携したやつはあるんですかね。要は各課がバラバラに出してありますけども、要はホームページの1つの支援策と補助金とか作成されたらどうですかね。ちょっと関連じゃないですかね。

議長(金子光喜君) 関連質問ではないと思いますので、別の機会にお答えを担当の方からさせますので、よろしいでしょうか。

2番(西 靖邦君) はい。

8番(倉本 豊君) 私はちょっと違う角度ですが、先ほど4年で10人の新規就農者がおられるということでしたんで、親元就農の場合はですね、地盤がありますんで、生活は安定していくんだらうと思っております。ただ、まっさらの新規就農者が今150万を3年間貰っておられますが、この方々ですね、そのハードではなくて、例えば営農指導であったり、そういった方向のソフト面での支援というのはどうなっているんでしょうかね。

農林振興課長(高橋 誠君) 新規参入の方、初めて農業される方の支援については、現在もう3年以上が経つところでございますけども、そういった方への技術支援、栽培支援については、JAさんの方から行っていただくようお願いしております。そして、年2回ですけども、町の再生協議会の事務局会の方で、新規参入者また親元就農された新規就農者の面談会をやっております。これにはJAさん、県の普及所、我々、農林振興課も入った上で面談をして、経営状況また今抱えてる問題、課題、不安に思っていること、そういったものをお聞きしながら、経営指導と言いますか、相談会を行っております。

8番(倉本 豊君) 何年か見てみましたときに、大変心配しております。あれ確か辞めるとしたら返還しなければならないのかなというふうに思っております。一番のネックはですね、多分、先ほど遠坂議員からも言われました、集積に関係してくるんですが、農地も良い所がない、極端に言いますと、誰も借り手がいないような所を借りられながらされたりしておりますんで、余計その収益率と言いますかね、そういうところが悪いというような状況だと思います。これせっかく新規で就農していただくんですから、もう少しハードもですけどもソフトもですね、町としてバックアップをしていくような方法ができないのかなというふうに思っておりますんで、そこら辺について担当者も町長でも構いません。何かご返答をお願いします。

農林振興課長(高橋 誠君) 先ほども申しましたように、再生協議会の方で我々も含め、JAさん、県の普及所、普及センター職員等も入っていただいております。併せ

て、農業委員さんもこの会の中に入っております、この時に心配されるようなことも申されておりますし、我々もそう思っておりますけども、ですが、それに負けないように経営指導を行いますけども、そういった農地、優良農地等々の情報があれば、そういったことも斡旋と言いますか、紹介しながら新規参入者、認定就農者と言いますか、そういった方には経営を安定していくために、持続的にこの町で営農をされていくというところを目標に置いて、取り組みをこれからもさらに強化させていただきたいと思っております。

町長（長谷和人君） 現状の中で一番ネックになってるのは、優良農地の確保と言う形になるかというふうに思っております。ただゼロからのスタートでございますので、大変大規模な、例えば3反田を一つとしましても、それなりの大きな農業機械等の必要性もあって参りますし、徐々に規模拡大という考え方の中にもあるのかなというふうに思っております。その点、本町の方におきましては、農業公社の運営もやらせていただいておりますので、そこら辺も含めながらですね、バックアップし、それから機械関係についても、1度に大きな機械を揃えるということではなく、いくらかでも揃えておる機械もございますので、そういう分もですね、期待しながら、農業委員さんと合わせながらですね、バックアップしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（金子光喜君） 他にありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、農業の振興についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日12月8日から12月10日までの3日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月8日から12月10日までの3日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は12月11日、午前10時に開きます。

議事は条例改正等を予定しておりますのでご参集願います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1 4 時 5 7 分

第 2 号

1 2 月 1 1 日 (月)

令和5年第10回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和5年12月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- 日程第 1 議案第53号 湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第54号 湯前町政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第55号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第56号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第57号 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第58号 湯前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第59号 湯前町下水道事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第60号 令和5年度湯前町一般会計補正予算(第7号)について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人										
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋	一	
税	務	町	北	崎	真	介	教	育	課	長	浅	田	徹	彦	
保	健	福	高	木	堅	介	建	設	水	道	課	長	稻	森	一
企	画	観	伊	藤	賢	一	農	林	振	興	課	長	高	橋	誠
会	計	管	中	園	誠	二									
理	者														

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和5年第10回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第53号 湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第1、議案第53号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第53号、湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明申し上げます。

消防団員の定年の新設及び永年勤続報奨金の支給額について、31年以上在職した団員の支給額を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。よろしくお願いいいたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第53号、湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明いたします。

それでは、新旧対照表を使って、重要な修正点のみご説明いたしますが、句読点の整理や、条文の内容にそぐわない文字の修正等も行っております。この点は説明を省略させていただきます。

なお、去る11月22日開催の議会全員協議会でご説明した際には、条例名を改正することとしておりましたが、再検討しました結果、改正の必要はないと判断しましたので、そのままとしております。

5ページをご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、第1条、通則では、根拠法を明記するとともに、条文を整えたものでございます。第1条の2、団員の種類は新設となります。これまで条例に機能別消防団員の記載が無かったことから、記載の追加をしたところです。第2条、定員では、団員の定数を290人から270人に改めるものです。現在、条例の定数と実際の団員数に乖離がありますので、実態に近い数に改めます。

6ページをご覧ください。

第4条の2、定年による退職は新設となります。定年を70歳と定め、定年に達した日以降における最初の3月31日が定年による退職の日となります。消防団員が減少して

いる中、団員確保の観点から見ると逆行することになりますが、消防団員は火災や災害の現場で危険な活動に従事することから、基準を設けたところでございます。

7ページをご覧ください。

第13条、報酬及び費用弁償は新設となります。これまで額の根拠の明記がありませんでしたので追加をしたところです。

8ページをご覧ください。

第16条、永年勤続報奨金は団長及び副団長以外の団員の31年以降の規定がなかったものを、団長・副団長と同じく、31年以降も1年刻みで増額し支給できるよう改めたものです。1年でも長く消防団員として活躍していただけるよう、団員確保及び消防力維持の手段の一つとして改正するものです。

4ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしています。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第54号 湯前町政治倫理条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第2、議案第54号、「湯前町政治倫理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第54号、湯前町政治倫理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により議員に係る請負の明確化と緩和が行われ、政令で定める額の範囲内で議員の個人による地方公共団体に対する請負が可能となったことから、条

例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第54号、湯前町政治倫理条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明を申し上げます。

湯前町政治倫理条例につきましては、令和4年12月に地方自治法が可決され、地方議会議員の請負定義の明確化、請負に関する規制が緩和されたことに伴う改正となります。なお、改正された狙いは、地方議員のなり手不足解消ということでございます。

3ページ、新旧対照表をご覧ください。

1行目、契約に関する遵守事項、第4条に兼業禁止の条件等が規定されておりますが、湯前町当時の議員の皆様が協議され、わずかな疑念をも持たれないようにと、法の規定よりも厳しい内容にされたと聞き及んでおります。しかし、この度の改正地方自治法の目的である、議員のなり手不足解消を鑑みますと、本町においても同様の課題があることから、これまでの本町独自の規定を削除し、改正地方自治法の内容に従うこととするものです。

それ以外は、条ずれの改正、不要部分の削除等を行うものです。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行となります。

以上で説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

4番（椎葉弘樹君） 今回の第4条の改正は、議員及び町長等と配偶者並びに2親等以内の親族にとって長きに渡り、町との契約を辞退されてきた経緯があります。改正後は、議員のなり手不足の対策だけでなく、関係者と町が契約できるようになる改正になります。そこで町長にお尋ねしますが、条例改正を議決した場合、各担当課の職員や町民の皆様幅広く周知をしていただきたいのですが、町長のお考えについてお尋ねします。

町長（長谷和人君） 今回の改正につきましてはですね、地方自治法の改正によってということで、それに準じてさせていただいたところではございまして、議員のなり手不足ということも側面的にあったところではございますし、その中で町長の部分もございまして、その配偶者というのがございましたので、今回の改正につきましてはおっしゃるとおり、ホームページまたは旬報等でですね、改正内容についてはお知らせしたい。また議会だよりの方にも載るかなと思っておりますので、そちらで周知をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「湯前町政治倫理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第55号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第3、議案第55号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第55号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 議案第55号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明を申し上げます。

令和5年の給与改定につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告の内容に準じて本町の改定の検討を行ってきたところであり、令和5年の給与勧告のポイントは、適正な処遇を確保することによる人材の確保等に資するというものでございます。このような中、熊本県の令和5年度の給与改定は、県内の民間企業の給与等の状況を調査分析され、また他の地方公共団体の職員給与等の状況を総合的に勘案し、給料月額と期末手当・勤勉手当を引き上げる改定となっています。

まず、給料月額の引き上げ額は、高卒程度の初任給を12,000円引き上げ、その他若年層の職員が在籍する号給を大きく、高年齢層の職員が在籍する号給は小さく引き上げる改定となっております。また、特別給である期末手当・勤勉手当については、0.05月分ずつ均等に引き上げ、年間4.4月分が4.5月分となります。なお、特別職の皆様の期末手当につきましては0.05月分引き上げとなります。年間2.4月分が、2.45月分となるものです。

今回の給与条例改正では、2つの条で構成しておりますが、第1条は令和5年度分の取り扱いについて、第2条は令和6年4月1日以降の取り扱いについて、改正内容が記載されております。なお、改正個所を一つずつ説明しますと、逆に分かりづらくなりますので、概要のご説明とします。

2ページをご覧くださいと思います。

第1条ですが、先ほど申し上げたとおり、令和5年度取扱について規定しています。期末手当・勤勉手当を6月期に期末手当を1.2月分、勤勉手当を1月分、合わせて2.2月分を支給してありますので、12月期を期末手当1.25月分、勤勉手当を1.05月分、合わせて2.3月分支給し、年間4.5月分となること記載されております。また、俸給表の給料月額を掲載のとおり改めるものです。

8ページをご覧ください。

第2条ですが、令和6年度の取り扱いについて規定しています。6月期の期末手当1.25月分、勤勉手当1.025月分支給し、12月期も6月期と同じ月分を支給し、年間4.5月分とする改正となります。

その下、附則です。

第1条に施行期日等を規定しております。第1項です。この条例は、公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行となります。次に、第2項です。第1条の規定を令和5年4月1日に遡及して適用される内容のものでございます。

第2条、改正後の給与条例で支払う場合に、改正前に支払った給与は、内払い扱いとする規定です。

第3条、必要な事項は規則で定めるという規定となります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第4 議案第56号 湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第56号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第56号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及びその一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令がそれぞれ公布されたことに伴い、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

税務町民課長（北崎真介君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第56号湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、その施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布されたことに伴う、国民健康保険税条例の改正となります。

この条例改正の趣旨としましては、出産する国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の所得割と均等割について、出産予定月の前月から4か月間、また、双子以上の多胎妊娠の場合は、出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月間相当額を免除するというものです。国民年金や被用者保険では既に実現されており、ようやく、国民健康保険でも、産前産後保険料、保険税免除制度が創設されたこととなります。85日以上の分娩で、死産、人工妊娠中絶を含む流産、早産も対象となり、制度的には同様となります。この制度により免除した保険税に係る分に対する手当としましては、公費を充てる事となっており、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となります。また、この地方負担については、新たに地方交付税措置を講じるともされております。

それでは、改正する条文につきまして、5ページの新旧対照表からご説明いたします。第23条に第3項を加えております。ここでは、免除されて課税される所得割額及び被保険者均等割額は、以下各号の区分に応じた額を減額して得た額とすることに定めております。

第1号では、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額について、算定された所得割額の12分の1に、減額の計算方法に係る産前産後の期間、月数を単体妊娠及び多胎妊

娠別に示し、実際の減額する額の計算方法を規定しております。以下、併せて、産前産後期間としております。

続く第2号では、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、同様に実際に減額する額の計算方法を規定しております。

第3号では国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、同じく算定された所得割額の1/2の対象月数をかけて得られる額を減額する額とする規定です。

6ページになります。

第4号では国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額も同様の規定とされます。

以下、第5号、第6号では、国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額について、基礎課税額などと同様に減額の規定をしております。この条例では、既に世帯の所得の状況によって税の減額があるわけですが、今回のこの制度では、減額後の額に対して更に減額することとなっているため、順に7割、5割、2割といった、段階的に軽減のかかっている世帯それぞれが、また、単胎妊娠と多胎妊娠は対象となる期間が異なりますので、同じようにそれぞれ額が異なることとなります。

次に、第24条の2の次に第24条の3を加えました。これは、出産被保険者に係る届出の規定です。第1項では、届出の際に必要な届出書への記載事項を定め、第2項では、その届出の提出にあたり、添える書類を第1号から、7ページになります、第2号、第3号に定めております。第3項では、出産の予定の6ヶ月前から行うことができるとしております。ただし、第4項では、第1項に規定されている記載事項が、第2項に掲げる書類等で確認できれば、届出は省略できるとしております。

2ページからが改正文となりますが、3ページをお願いします。

下の部分ですが、附則において、この条例は、令和6年1月1日から施行としております。

4ページをお開き下さい。

なお、産前産後期間が、令和6年1月以降に係るものとしておりますが、施行日前の出産であってもその期間が施行日以後、令和6年1月以降に含まれるのであれば、それらの月は、免除対象になるということでございます。例えば、令和5年11月に単胎で出産された場合には、対象期間が出産予定日の属する月の前月である令和5年10月から4ヶ月である令和6年1月までとなりますので、1月分だけとはなりませんが、免除対象となるということでございます。また、年度末など納期の月がない場合などは、還付対応とするなど、国からは柔軟に対応するよう通知がっております。その他、注意が必要

なところでは、他県で出産される等、確認が早急に出来ないですとか、困難な場合など、申請が必要となるケースがあると想定されているところです。この制度につきましては、本町では、今のところ、対象となる出産は年度内では、1件ある予定と聞いております。今後は、町ホームページや旬報等へ掲載するなど、周知に努めたいと思います。なお、議案説明資料フォルダに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要やこの産前産後の減免制度のしくみなどの資料を入れておりますので参考にご覧下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

4番（椎葉弘樹君） 7ページの一番最後の行にですね、第4項で届出を省略できるというケースが書いてあります。ケースと言いますか、省略させることができると書いてあります。このケースというのは、どのような時が対象になるのか聞きたいと思えます。

税務町民課長（北崎真介君） 新旧対照表でいきますれば、6ページになりますけど、6ページの第24の3、今度追加したところでございますが、この1から5までが確認できれば省略できるということでございます。実際、湯前町の方で確認できるのは、湯前町で出産されて、在住していらっしゃる方は、もうできるんじゃないかと思っています。ただ、資料としまして届出を出していただく場合はあると思いますが、今のところはこういった出産の予定日とか単胎か多胎か区別がわかれば、自動的にするようには思っています。

4番（椎葉弘樹君） わかりにくかったんですが、例えばですね、出産されて出生届を町の窓口提出されると、その時に解決できるのであれば、こういう事前の申請書というのはいらないのではないかとということで、もしかしたら出生届のケースが該当するのかなと思ったんですが、もうちょっとわかりやすく、こういうケースの時に、第24条の3の調べはいらないと、もっとわかりやすくご説明いただきたいと思えます。

税務町民課長（北崎真介君） まず、出生届の時に初めて知るといふことの場合です、実際途中で転入されたとか、ケースとしてはあまりないケース。もうどちらかと言いますと、事前にこちらで調べて、母子手帳の内容をですね、見せていただいて、そこで確定しますので、もうさっき説明でも申しましたけども、実際、出産しなければ対象とならないというわけではございませんので、大体、事前に申請した時に、事前に知った場合こちらから確認すると、そういったことで、ある程度省けるのではないかと。説明の中でお話しした通り、他県で出産された場合はですね、どうしても確認ができない。ちょっと確認を行うということが、そういうケースが稀にあった場合はもう、申請していただくと、そういったところ、具体的にはそういった取り扱いになるだろうと。

今のところは、湯前町に普通に住んでいらっやって、管内で出産された場合は届出は省略できるというふうに思っています。

4番（椎葉弘樹君） 逆に考えますと、事前の申請がいるケースというのは、どうい
うのが対象になるかという、管外から引っ越された方が対象になるということによ
るのでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） そういったパターンですとか、他県で出産された方
ですね、実家に戻られたとかそういったことで資格の動きがあった場合は、ちょっとわか
りにくい場合がありますので、そういったケース、ケース的にはあんまりないんじやな
いかと思います。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、「湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決し
ました。

- - - - -

**日程第5 議案第57号 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第57号、「湯前町特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ
いて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第57号、湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明
を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関
する法律、（令和5年法律第58号）（第13次地方分権一括法）の公布に伴い、町条
例の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたこと等により条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉課（高木堅介君） おはようございます。それでは、議案第57号についてご説明いたします。

今回の主な改正内容は、上位法令の制定、改正に伴うもの及び条例の制定・改正の際に従うべき基準となる内閣府令の改正に伴うものでございます。また、現行条例制定時からの誤り等も併せて改正を行うものでございます。説明資料をタブレットにも掲載しておりますので、併せてご覧ください。

3ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

4ページの第15条第1項第2号は、第13次地方分権一括法の公布に伴い、認定こども園法が改正され、さらに認定こども園法を引用している、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、条例の従うべき基準と同様に、同条第11項を同条第10項に改正するものでございます。

次に5ページの第35条第3項の1箇所目と第36条第3項の2箇所目につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、読み替え規定の整理のための改正がなされたため、従うべき基準と同様に改正するものでございます。そのほかの箇所につきましては、現行条例を精査しまして、空白や句点の漏れ、それから条文内の引用と読み替え規定の誤りがございましたので、該当箇所を改正するものです。

なお、施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上で簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しま

した。

日程第6 議案第58号 湯前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第6、議案第58号、「湯前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第58号、湯前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用するために条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。よろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第58号、湯前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、下水道事業を将来にわたり継続していくために、財政マネジメント、経営・資産等の状況把握等による事業運営を公営企業法として令和6年度から適用させるため、条例の一部を改正するものです。

4ページをご覧くださいと思います。

新旧対照表によりご説明をいたします。表の左側が改正後です。

まず、題名ですが、既存の湯前町水道事業の次に、及び下水道事業を加えるものです。

第1条の見出しに、及び下水道事業を加え、第2項を新設し、町民の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。としています。

第2条の地方公営企業の適用に、地方公営企業法、地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。としております。第2条第1項中、水道事業の次に及び下水道事業（以下「上下水道」という。）を加え、同条第2項に水道事業の経営の基本、第3項に下水道事業の経営の基本に改め、第2条第4項を削り、同条を第3条とし、次に次の1条を加え、地方公営企業法を法に、地方公営企業法施行令を政令に改め、第2項の水道事業を上下水道に改め、次のページになります。管理者の権限を行う町長の次に（以下「町長」という。）を、水道係の次に、及び管理係を加え、第2条第6号を第2条第5号に改め、3条を4条としております。

第4条中、水道事業を上下水道事業に改め、第4条を第5条としております。

第5条中、第243の2第4項を第243条の2の2第8項に、水道事業を上下水道事業に改め、第5条を第6条としております。

第6条中、水道事業を上下水道事業に改め、第6条を第7条としております。

第7条第1項中、水道事業を上下水道事業に改め、第6条第2項第3号中、水道事業を上下水道に改め、第7条を第8条とするものです。

3ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

4番（椎葉弘樹君） 4ページですね、第3条第2項1号と第3項1号に書いてあります、給水区域と処理区域の件で、それぞれ湯前町の区域内とするというふうにされています。どちらも同じ文言なんですけど、あさぎり町ですね、条例を見ますと、上下水道において、例えば、水道事業給水条例のどこを参照とかですね、に定める区域とか、或いは、下水道においては事業計画における区域というふうに具体的に書いてあるんですが、そこはもう具体的に示さなくても区域内ということだとわかんかと考えてよろしいでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 議員がおっしゃられる通りのことで、私達も考えております。

4番（椎葉弘樹君） 上水道におきましては、湯前町水道事業給水条例の別紙を見れば書いてあるんですが、下水道の方がですね、ちょっと探したんですけど見つかることができませんでした。あさぎり町の場合は下水道事業計画っていうのがあって、その中で区域を示してありました。本町において下水道事業計画がまだ公表されていないのですが、これを公表しないと町民の方とか委員の皆様がわからないのではないかと。

建設水道課長（稲森一彦君） 議員がおっしゃるとおり公表はしていないところです。ただその区域につきましては、事務方と言いますか、そちらの方でしっかりと把握はしておりますので、今後その分につきましてもホームページだったりとかで公表するべきではないかと改めて思ったところでございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、「湯前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第7 議案第59号 湯前町下水道事業基金条例を廃止する条例について

議長（金子光喜君） 日程第7、議案第59号、「湯前町下水道事業基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第59号、湯前町下水道事業基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業が地方公営企業法適用を行った後に、公営企業として下水道事業を運営するため、現金預金とするために、現在積立を行っている基金を取り崩す必要があるため条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第59号、湯前町下水道事業基金条例を廃止する条例についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

この条例は、平成9年3月21日に、湯前町下水道事業を円滑に効率的に行うために、下水道事業基金を設置するとして制定したのですが、令和6年度から湯前町下水道事業を地方公営企業法とするため、法適用後は公営企業として下水道事業の現金・預金とするために基金を取り崩す必要があるため条例を廃止するものです。

附則としまして、この条例は、令和6年3月31日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

4番（椎葉弘樹君） 2ページの附則のところで、この条例は、令和6年3月31日から施行と書いてあります。令和4年度末の残額が9,651万1,000円ということで、この基金の残高の処理方法について伺いたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 現金・預金としての取り扱いなどと思います。令和6年度から公営企業法の方になりますけども、貸借対照の方で預金基金として表示するようになるかと思います。実際には預金的な取り扱いになるのではないかなと思っております。

4番（椎葉弘樹君） ということは、下水道事業特別会計の中に預金として管理されていく考えなんですか。それとも、基金を崩してしまったら、例えば、一般会計の方に入れて、そしてそれを、何か別の基金に入れるとか、そのお金の動きがですね、わかりにくいので、その説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 令和6年度の当初予算の方にですね、下水道会計、企業の方に移した下水道企業会計の方で貸借対照表になるかと思いますが、そちらの方で、現金預金として予算書に挙げるようになるかと思いますが。そして、実際的には預金的にその表示をするようになるのかなと思っています。

4番（椎葉弘樹君） ということは、下水道事業会計と水道事業会計を一本化するまでの間は、とりあえず特別会計の方で預金として管理しておいて、そして、それが一本化した時には、移行した時には、それを9,600万ですかね、それを水道の基金の方に入れるような流れになるのか。

建設水道課長（稲森一彦君） 水道事業会計と下水道事業会計、やっぱりそれぞれの会計として別々になります。あと、附則のところ、この条例は令和6年3月31日から施行するとしております。それまではきちっとしてございまして、4月1日以降、下水道会計の方に預金として持っていくということになります。

4番（椎葉弘樹君） 私はてっきりですね、特別会計を一本化するんで、基金を事前に止めるのかなと思ってたんですよ。ただ、特別会計を残すのであれば、このタイミングで基金を廃止する必要もないのかなと思ったんですが、この基金を廃止する本当の理由はなんでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 他にも色々資産関係もございましてけれども、この下水道基金の方にあるお金の方を下水道会計の方に資本として持っていくために、そして、その際には、条例の廃止というふうなことでございまして、今回、令和6年3月31日をもって廃止をお願いしたいところでしています。

4番（椎葉弘樹君） 先ほどご答弁いただいた、資本の方にお金を持っていくために基金を廃止するというふうに答弁をいただいたんですが、そこがちょっと、よくわからない部分ではあるんですが、なぜ資本に持っていくために基金を廃止しなくてはいけないのか、要は下水道事業の方で何かハード事業とかあつたりするんであれば、足りないから基金から持ってきて、基金はもう崩してしまう。というのもあるんですけど、その理由がよくわからないんですが。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

- - - - -

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。発言を許します。

建設水道課長（稲森一彦君） 令和6年4月1日より、現在の下水道特別会計の方の水道事業会計と同様に水道事業会計として、それぞれの会計で分けるために、その基金を持っていくということになります。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、「湯前町下水道事業基金条例を廃止する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第60号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について

議長（金子光喜君） 日程第8、議案第60号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第60号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,044万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,895万4,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、住基・戸籍関係のシステム改修の補正、保育所運営費補助金の補正、ワーケーション推進事業委託料の補正、防火水槽設置工事費の補正等でございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 一般会計補正予算（第7号）について、総務課からご説明いたします。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、12ページをご覧いただきたいと思っております。

款1議会費は、節2給料から節4共済費にかけて、先ほどご可決いただきました、給与に関する条例改正に伴う議員の皆様と職員の人件費関係を増額計上いたしました。な

お、款2 総務費以降の人件費関係も同じ理由ですので、以降この件に関する説明は省略させていただきますと思います。なお、退職者及び産休等の休職者分の更正減額等も行っておりますので、給料が上がっているはずなのにマイナスなのはなんでかと思われる方も居るかもですが、そのような理由ですのでご理解いただきたいと思います。

節8 旅費 50万円は、議員の皆様様の行政視察に関する費用が不足しますので、増額計上いたしました。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、節9 交際費に50万円を増額計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響も低下し、各種式典、懇談会等が通常に戻り増加したものです。また、ワーケーション参加企業、企業の森関係の事業、ふるさと納税高額寄附などの方々の情報交換・意見交換等も町長積極的に行っておられますので増額します。さらに、物価高騰の煽りを受けまして、懇談会の会費等も軒並み増額となっていることが理由に挙げられます。

節10 需用費は、消耗品費65万円を増額計上しました。これは印刷機等のトナー代でありまして、これまでリサイクル品を使用して経費を抑えておりましたが、今後はリサイクル品のトナーを使用すれば、故障した場合、保守の対象にならないということになりましたので、正規品で再計算した結果、この様に高くなったところでございます。

次に、食糧費は1万9,000円を増額計上しました。なお、この後も食糧費の増額計上がいくつかございますが、コロナの影響が少なくなったことによりまして、懇談会付きの会議の再開が増えたこと、また物価高騰により負担金が増額となったためでございますので、この後の食糧費につきましても説明を省略いたします。

節11 役務費は、通信費3万5,000円を増額計上いたしました。町から発送いたします、お悔み電報等の増加によるものです。令和5年度にお亡くなりになられた方の人数は、残念ながら、令和4年度と比べて約2倍となっております。そのようなことが理由でございます。

目5 財産管理費は6万8,000円を増額計上しました。会計年度任用職員の人件費関係となります。

13ページをご覧ください。

目6 公有林管理費、節10 需用費に2万3,000円を増額計上いたしました。公用車の燃料費の不足が見込まれるためでございます。

目7 交通安全対策費、節10 需用費30万円を増額計上いたしました。防犯灯の修繕料でして、玉切れやその他故障が増加したためでございます。

目9 企画調整費、節18 負担金及び交付金12万8,000円を増額計上いたしました。地方バス運行等特別対策補助金となります。

目 10 情報通信管理費、節 11 役務費 3 万 4,000 円を増額計上いたしました。町のインターネットを今だご利用の方が、200 世帯位おられますので、再度、切り替えをお願いする通知を発送する通信費となります。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費、節 17 備品購入費 13 万円を増額計上いたしました。地籍管理システム用無停電電源装置購入費でありまして、バッテリーが故障いたしまして、停電した際にデータ破損の恐れがあるため、また老朽化しておりまして、機器本体も購入しなければなりませんので、その購入費となります。

14 ページをご覧ください。

項 3 戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料 1,579 万 1,000 円を計上しました。1 番上から住基ネットワークシステム機器保守料は、一部機器の保守契約が終了することから延長の保守料が発生するものです。2 番目、住民基本台帳システム改修業務委託料、3 番目、戸籍附表システム改修委託料は、住民票等に氏名のフリガナを、また、マイナンバーカードにフリガナ及びローマ字を表記するための機能を整備するものです。4 番目、戸籍情報システム改修業務委託料は、戸籍事務において氏名のフリガナを追加する機能を整備するものです。なお、この財源は全て国からの補助金で賄われます。国からの通知によって改修するものでございます。

節 13 使用料及び賃借料 1 万円を増額計上しました。予算の不足が見込まれるためでございます。

項 4 選挙費、目 3 県議会議員選挙費は 202 万 3,000 円を更正減額しました。令和 5 年 4 月 9 日執行分の費用が確定したためでございます。

15 ページをご覧ください。

目 4 町長選挙費は 464 万 3,000 円を更正減額いたしました。令和 5 年 4 月 23 日執行分の費用が確定したためでございます。

16 ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 11 役務費、上段の通信費 1 万円を増額計上しました。アンケート調査を行いましたが高回収率が低かったため、一部対象者に再調査を行うためのものでございます。下段、主治医意見書作成手数料 8,000 円を増額計上しました。こちらも再調査、調査対象者の増によるものでございます。

節 22 償還金利子及び割引料、上段の重度訪問介護等利用促進事業費県補助金精算返還金に 29 万 4,000 円を計上しました。下段の令和 4 年度熊本県障害者自立支援給付費等負担基金生産返還金は 50 万 4,000 円を更正減額いたしました。いずれも実績報告の修正に伴う返還金の変更でございます。

節 27 繰出金は 50 万 8,000 円を増額計上しました。国民健康保険特別会計へ人件費増額分を繰出すものです。

目 2 老人福祉費、節 27 繰出金は 86 万 4,000 円を増額計上しました。介護保険特別会計へ事務費増額分等を繰出すものです。

17 ページをご覧ください。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 22 償還金利子及び割引料に 77 万 8,000 円を計上しました。令和 4 年度保育所等整備交付金で、事業の一部が補助対象外となり返還金が生じたものでございます。

目 2 児童措置費、節 18 負担金補助及び交付金に 1,075 万 4,000 円を増額計上しました。湯前保育園 359 万 9,000 円、慈光こども園 709 万 5,000 円、いずれも入園者の増加及び増加が見込まれることから増額となったものでございます。なお、財源は国の子どものための教育・保育給付交付金 806 万 3,000 円、保護者負担金 72 万 3,000 円などが充当されます。また、子育てのための施設等利用給付費 6 万円は、利用人数の増加に伴うものです。なお、財源は国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 となります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 1 報酬 1 万 7,000 円、その下、節 8 旅費 7,000 円を増額計上しました。こころの相談事業精神科医師報酬と費用弁償となります。利用の増加分となります。

節 19 扶助費 10 万 4,000 円を増額計上しました。妊婦健診費用助成金で、これは里帰り出産に伴うもので 1 名分の不足が生じたものです。

項 3 上水道費、目 2 上水道事業費、節 27 繰出金 462 万円を増額計上しました。水道事業会計へ繰出すもので、重点交付金を活用した水道料金減免事業を 2 ヶ月延長するものです。

18 ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 10 消耗品費 18 万 5,000 円を増額計上しました。農業委員会で使用しますカラープリンターのインク代の不足が見込まれるためでございます。なお、財源は農地利用最適化交付金の事務費で全額充当されますが、最適化推進活動に応じた報酬から予算を組み換えたものでございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 12 委託料 125 万 4,000 円を増額計上しました。新たに 15 名でのワーケーションの希望があることから、誘致に関する費用となります。

19 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、節 10 需要費は 120 万円を増額計上しました。町道牧原線グリーンベルト設置、町道下里里坊線区画線設置、町道梅木線ガードレール設置の修繕料で、国土交通省からの通学路における交通安全の確保の徹底の通知に基づき整備するものです。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金は 25 万 1,000 円を増額計上しました。下水道事業特別会計へ人件費増額分を繰出すものです。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費、節 8 旅費は 1 万 8,000 円を増額計上しました。団長等研修会の旅費となります。

節 10 需用費は、4 万円を増額計上しました。コロナの影響で 4 年ぶりとなりました、ラッパ吹奏大会の弁当代となります。

節 13 使用料及び賃借料は 2 万 1,000 円を増額計上しました。放水競技大会用のクレーン借上代で、物価高騰、人件費高騰の影響により、当初予算計上時の見積もりから、値上げになったものでございます。

目 3 消防施設費、節 14 工事請負費 700 万円を増額計上いたしました。防火水槽の設置につきまして、令和 5 年度は野中田 2 区と上染田区に 2 基の設置を予定しておりましたが、当初予算時から製品自体が 2 基分で約 300 万円が値上がりしております。さらに、建設場所が定まったことに伴いまして、現場の排水処理やコンクリート処理などの追加工事の発生及び全体的な工事費の高騰などで合わせて 400 万円、合計 700 万円となったところでございます。

20 ページをお願いします。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費 6 万 4,000 円を増額計上いたしました。職員室のエアコン修繕でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 1 報酬 13 万 8,000 円は、適応指導教室指導員の二俣が長く、不足が見込まれます 16 日分を追加するものです。

節 11 役務費 10 万円は、下の段、節 12 委託料から予算の組み換えとなります。校庭の樹木伐採を委託する予定でありましたが、職員で行い廃棄することとしましたので、その処分手数料となります。

節 13 使用料及び賃借料 3 万 7,000 円を計上いたしました。大型プリンターが故障し使用できなくなりましたので、新しいプリンターのリース料 3 ヶ月分となります。

項 4 社会教育費、目 2 公民館費、節 13 使用料及び賃借料 15 万円を増額計上しました。コピー使用料の不足が見込まれることによるものです。

節 26 公課費 3,000 円を増額計上しました。公用車車検時の重量税で、13 年経過に伴う増額分となります。

21 ページをお願いします。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 11 役務費 1 万円を増額計上しました。イベントの増加に伴う切手代が不足したものです。

節 18 負担金補助及び交付金は上段から、県体等選手派遣補助金 35 名分 7 万円を計上しました。中段、全国スポーツ大会等出場奨励金の不足が見込まれることから 5 万 5,000 円を増額計上しました。下段、奥球磨駅伝大会負担金は精算に伴う更正減額です。

目 2 体育施設費、節 13 使用料及び賃借料 2 万 7,000 円を増額計上しました。町民グラウンドのトイレが故障しまして、仮設トイレのリース料となります。

節 14 工事請負費は予算の組み換えです。上段の社会体育施設総合整備事業改修工事はテニスコートフェンスと外構工事の不用額が生じたものを、下段、先ほどご説明いたしました、町民グラウンドのトイレ改修工事に組み換えるものです。

目 3 給食費、節 13 使用料及び賃借料 2 万円を増額計上しました。複合機、コピー使用枚数の増加に伴うものです。

次に、歳入の説明です。10 ページをお願いします。

歳出の説明の際に説明したもの以外の歳入について説明します。

款 14 国庫支出金は、児童虐待防止対策等総合支援事業にかかる国庫補助金、44 万 1,000 円を計上しました。

款 15 県支出金は、熊本県地域障がい児支援体制強化事業にかかる県補助金、22 万円を計上いたしました。

款 16 財産収入は、町有林の誤伐にかかる清算代金として 6 万 8,000 円を計上しました。

款 19 繰越金は、今回の補正財源として 1,148 万 2,000 円を計上いたしました。

款 20 諸収入は、項 4 雑入に、上段、県営事業の町負担分返納金 448 万 8,000 円を計上いたしました。県営第 2 蓑谷農村地域防災減災事業が入札の不調により工事ができませんでしたので、不用額を県から返納されるものです。なお、この事業は令和 6 年度から仕切り直す事となります。下段、令和 4 年度保育所等整備交付金返還金は、事業の一部が補助対象外であったことから、国から指摘があったため、町負担分の 116 万 7,000 円が事業主体である園から返還されたものでございます。

22 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2 番（西 靖邦君） 14 ページですけども、目 1 の戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料、戸籍情報システム改修業務委託料 804 万 1,000 円ですが、これマイナンバー法に基づく、情報連携の対象の戸籍に関する情報が追加されたことですね、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携も可能になるシステムなんですか、の改修ですか。

税務町民課長（北崎真介君） 情報連携とは直接は関係ございません。これ一番、最終的な目的と言いますのは、マイナンバーカードにふりがなとローマ字を記載するということが一番の目的でございます。そういったところで、それぞれ住基の方と戸籍の方

と、そういったシステム改修が必要となるということです。資料として挙げておるところがですね、そういった内容的なものは4ページと言いますか、議案関連の中で資料2というところに、その仕組みが書いてございますけれども、そういったところで最終的にはマイナンバーカードにふりがなを付ける。そのためには、戸籍から付けていく、それから、住基に直していく、住基の方にはふりがながあるのはあるんですけども、そういったところもまず本人確認をして、本籍抄が行って、住基のシステムを改修して、住基のシステムと言いますか、住民票がある市町村でマイナンバーカードを発行しますので、そこでふりがなを付けていく、そういった段階でこういった流れでございます。9月の定例でもですね、その事前として33万でしたか、そういった正副一致の補正とかですね、そういったところがこういった、法律の段々、順々に毎年少しづつ施行がされておりますので、そういったところの流れでこういった改修が必要になってくるということでございます。

2番(西 靖邦君) マイナンバー制度で情報連携しなさいってというのは、国から何か来年度とか何かなるんですよ。それは関係ないですか。

税務町民課長(北崎真介君) 情報連携ってというのは、こういったことなのかちょっとあれですが。ちょっと今は私もわかりかねておりますけども、情報連携に関してのシステム改修はこれまでも、そちらの方も段々にやってきておるわけです。今回は先ほど申しましたとおりでございますけれども、法律が公布されて、例えば1年以内とか、2年以内に施行するというところで、国の方もそれに関連した法律を、順次出してきてるわけございまして、色々ちょっと交錯してですね、いろんな改修が混ざってきてますので、一発で終わるわけではございません。これまでも随分と何度か情報連携に関しては、そういったシステム改修は補正でお願いしてきておるところでございます。そういったところで、ちょっと情報連携も、もう1回ちょっと調べて、こういったことを差したのか私もわかりませんので、ただ、ある程度はもう終わってきているところでございます。

5番(森山 宏君) 12ページですね、需用費の中で、先ほど総務課長の方から、リサイクルトナーの件ですね、65万円。これがリサイクル品を使用できなくなった、というのが、リサイクルってというのは、良いシステムって言いますか、ほとんどの事業所が使ってるのがリサイクル品だと思うんですよ。これは今のSDGsですか、その観点からと、わざわざメーカー指定の新品を使わなくても、再利用できるような、リサイクルトナーというのがありますけども、そういうのを使って、今まで本町は経費削減をされてきたと思うんですけども、これはメーカー指定の新品を使わなくなったというのは何かちょっと、再利用という観点からいきますと逆行しているようにも思いますけども、どういう観点からそうなったんでしょうか。

総務課長（西村洋一君） まさに森山議員ご指摘のとおりなんですが、メーカーの方が故障した場合には、もう保守しませんよという条件を付けている関係上、保守契約に従えば、もうそれに従うしかない。リサイクル品を使うとなれば、故障した場合、新たに替えるとか、そういったところの判断をしなければなりませんので、今後ちょっと時間を置いて、どちらの方が得なのかとか、そういったところを総合的に判断しないといけないなというところで考えております。しかしながら、今年度はもうまわっておりますし、今度は買い替えとなると、いろんな機械とか注文してもなかなか入ってこない状態にありますので、保守契約を結んであれば代替機が来たりとかしますが、故障して買い替えの場合は、何ヶ月待つとかそういったところがありますので、行政でそういった空白期間を空けることができませんので、今回は仕方なくっていうか、メーカーに従ったわけですが、ご指摘のとおり、経費がかからないような方法を検討しなければならないと考えておりますので、ありがとうございました。

5番（森山 宏君） 総務課長が答弁されたように経費削減のことを考えられるとは思いますが、これが保守契約上で急にメーカー指定のトナーを使わないと、保守契約違反になりますよというふうなことを年度途中で言われたわけでしょうか。というのがA4のような小さいプリンターも、レーザーやったらトナーですよ、ほとんどの方がリサイクルトナーを使っていくと思うんですよ、というのが、白黒のA4のレーザートナーでも新品3回変えたら本体買えるんですよ。それは課長、十分承知なことだと思いますけども、小さいやつまでも、買取の、全部が小さいやつまでリースとは思いませんので、実際買い取りのやつまでもリサイクルじゃなくて新品の方に。また、さっきに戻りますけども結局、途中でその保守契約でメーカー側から、リース元の方から、変更のことを言われたんでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 今回役場で使っております、印刷機・プリンター関係が全部更新になりましたので、更新に伴う契約見直しということになりました。今、使っているやつが、今日からこう変わりますではなくて、プリンターの切り換えに伴う保守契約の見直しということでございます。当初予算の時には条件は付しておりませんでしたので、そこまで予算を組んでいなかったところでございますが、私達もちょっと戸惑ったところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、有利な方法と言いますか、リスクを取ってでも安く抑えるのか、常に安定した状態で使えるのか、どちらが良いかを判断しなければならないと考えております。なお、役場で使います、印刷枚数が、もう膨大でありまして、今後はそのペーパーレスの取り組みをしながら、ペーパーレスでした方が、そういったところのプリンターの台数も減らせますし、総合的にこれに関しましては、検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2番(西 靖邦君) 17ページですけれども、目2児童措置費、節18湯前保育園運営費359万9,000円、慈光こども園運営費が709万5,000円と差があるんですけども、これ先ほど言われたように、保育してる子どもの人数や年齢、あと保育室の決定した運営費がありますよね。その運営費以外にもいろんな補助金があるんですけども、それを補助金も何かあってのこの金額ですか。ただの運営費だけによる金額差ですか。

保健福祉課長(高木堅介君) この部分は運営費だけになります。5年度の当初はですね、4年度の実績見込みの98パーセントで算出しております。入所児童、園児がですね、出生数で見込みをするんですけども、実際、預けられるかどうかというのはわからないわけございまして、今年度は当初が見込みであったっていうのと見込みよりも0歳児、低年齢児童園児の入園が12月以降あるということでの増額でございます。

4番(椎葉弘樹君) 10ページの湯前保育園入所児童保護者負担金について伺います。西議員の若干関連になるかと思えます。令和2年度から令和4年度までの決算を見ますと、大体上限が269万円ほどだったんですが、令和5年度は当初予算で261万円に対して、今回の補正で72万3,000円。合計で330万ということで、ここ数年で見ますと過去最多の負担金となっております。この最多になった負担金の理由についてお尋ねいたします。

保健福祉課長(高木堅介君) 一番の要因は、保護者の所得が増えたことで階層が上がったの負担金増になったところでございます。

4番(椎葉弘樹君) 気になるところが園児数でして、ご参考までに教えていただきたいんですが、令和2年の2月に委員会調査をした際は、令和元年が80人に対して令和5年度で50人減るという予測見込みだったんですね、ということは、今回、運営費が増えたんで、子どもさんが増えたのかなと思ったんですが、そうではないということなんですね。

保健福祉課長(高木堅介君) 以前の委員会の時の50人ですが、それよりも出生数の維持っていうか20名切る、16名、17名、18名ぐらいで来てまして、湯前保育園につきましては、60名ちょっと、ということで増えてございます。

4番(椎葉弘樹君) 関連になるんですけど、町長の方に伺うんですけど、社協の方はですね、湯前保育園の収支見込みを見たときに、もうすでに収支はマイナスになっていて、もう令和5年度ぐらいからは剰余金の方もですね、マイナスに転じるという予測だったんですが、今後ですね、この二園体制で運営していくっていうのは、まだ当面は大丈夫そうなんですか。実際80名から60名になったということで、若干頑張ってますって言うか、子どもさんの数っていうのはさほど減ってないんですが、二園体制の課題がちょっとあったわけですよね、当時の委員会調査からですね。それは当面は二園体制で大丈夫という見込みなんですか。

町長（長谷和人君） 二園体制を維持するかどうかという話ですが、今、慈光さんのちょっと収支状況関係について私把握していないので、難しい回答になるかと思えますけども、何とか湯前保育園の方につきましては、黒字で運営できるのではないだろうか、その分だけ人件費等をですね、しっかりとシュミレーションさせていただきまして、運用させていただいておるところでございます。それから慈光さんにつきましては、園児数が少なくなってるっていうようなお話は聞いておるところでございます。ただその分を広域の方で他町村からいらっしゃるといふ実態もあるようでございますので、収支的には多分、厳しい部分もあるのかなと思っております。ただ現状、慈光さんにつきましては独特な、いわゆる、何とかしきろうとやってらっしゃいまして、それと、湯前保育園の場合については、通常の湯前保育園でいてほしいという言い方はおかしいかもしれませんが、園の方の運用をさせていただいておるところでございますので、今はもう利用される方が、保育所を選択できるというふうになっておりますので、できましたらば、私としては、現状の気持ちでは、二園体制でお願いできないかということでの回答とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 21ページです。保健体育総務費で職員の時間外勤務手当で34万かかっていますが、当初予算で56万組んであったわけですが、今後、事業としての活動の中でどのくらいの時間外になるのか、それについて伺いたいと思えます。

教育課長（浅田 徹君） 保健体育総務費の時間外手当でございますが、当初予算56万を計上しております。10月末までに51万9,000円の執行ということで、執行率93パーセントとだいぶ進んでおりましたですね、ウィズコロナに移行しましたことに伴います、各種大会、社会体育行事、団体会議等の業務が増えておりますので、当初編成と比べると不足が見込まれるということでございます。併せまして、広域での大会ですね、奥球磨駅伝大会、奥球磨ロードレース大会、これに社会体育係や他の課の職員さんも業務の手伝いをいただきますので、その分の時間外手当が発生するというところになっておるところでございます。今後につきましては、マラソンとか駅伝系統のですね、行事が見込まれておるところでございます。年度末までの見込みを想定しての補正でございますけども、なるべく働き方改革等を踏まえまして、時間外手当が膨らまないような業務改善を行っていきたいと考えております。以上です。

3番（遠坂道太君） 課長の方からいろんな事業等の形の中で、まあ非常に大変だと思います。やはり、大変な中で頑張らせていただいておりますので、その辺は十分にですね、やっていただければと思っております。続きまして、18ページのですね、商工振興費の中でワーケーション推進事業で125万4,000円があったわけですが、当初予算で425万円の令和5年度のですね、ワーケーションのどのような形で使われたのか、それについてお伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） ワークーション事業につきましては、民間委託とか委託業者の方にお支払いをしているわけでございますけれども、主にワークーションの体験をしていただく企業さんに対して、交通費、宿泊費の助成を今やっているところでございます。今回は2月3月にかけてのワークーションということで、想定した人数よりも、ちょっと多くなりましたことから、今回補正をお願いするものでございます。

3番（遠坂道太君） 今後、ワークーション事業の推進を行っていくと思いますけど、どのような効果をですね、望まれているか、それについてお伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 先日、西議員の方の一般質問で町長の方からお答えをさせていただいておりますけれども、将来的には、企業の経営者の方が企業のセミナーとかをですね、湯前町に来ていただいて、そしてその中で、湯前町を知っていただく。そして、それが繋がりながら企業進出という形になればなというところで、今、理想的には思っているところでございます。

3番（遠坂道太君） 一つの町の売り込みという形に繋がっていくと思います。今後ですね、そういった形の中で、このワークーション事業についてはですね、どんどん前向きに進めていって欲しいと思います。

4番（椎葉弘樹君） 13ページの地籍管理システム用無停電電源装置購入費13万円についてお尋ねします。これはおそらく機器を守ったり、データを守ったりするために、無停電装置が必要なんだと思いますが、その代替手段として、LGWAN専用のクラウド方式っていうやり方もあると思っております。これについては、検討はされたんでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） これは実際、地籍管理システムを導入してる企業と相談しまして、この方法が良いということで精査したわけでございますけれども、クラウドまで検討したかは今のところわかりません。

4番（椎葉弘樹君） せっかく機器を更新するのであれば、新たな仕組みというものも検討すべきではないでしょうか。そして、比較検討した上で、無停電装置とセットで端末を購入するのか、アプリケーションを購入するのか、その辺を検討すべきではないでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） そのシステムごと替えるということですか。もう一回質問をお願いします。

4番（椎葉弘樹君） 今のシステムはおそらく、パソコンか何かにアプリを入れて、地籍管理のですね。そして、運用されてると思ってます。だから、停電とかなると、端末機械が落ちるので、データとかが紛失する可能性もあるし、機器も壊れる可能性があるということで、今回、電源装置の購入を提案されてるんだと思いますが、これをクラウド方式に変えますと、データもアプリケーションもクラウド上にあるわけで、どの端

末からでもアクセスが可能になるということだと思っておりますが、その検討をすべきではないかということです。

税務町民課長（北崎真介君） ちょっと確認はできておりませんが、今のところクラウド対応はしていないと思っております。ちょっと確認してきます。

4番（椎葉弘樹君） 実際調べてみますと、L G W A N対応のクラウドの地籍管理システムというのがあるようなんですが、これが本町のシステムにマッチングするのかわいたところでは、私の方でも確認はできていないところです。もしこれがマッチングするのであれば、今後の対応としては、クラウド化するというのも1つの方法として検討すべきではないかということなんですが、いかがでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） 先ほど申しましたとおり、ちょっと今の業者が対応してるかどうかちょっと確認しまして、それからちょっと考えていきたいと思っております。そういったことがあれば、業者の方からやっぱり提案型で何社か来る予定ではあるんですが、そういった話は、ちょっと私も聞いておりませんので、話を確認してまた後でお伝えします。

4番（椎葉弘樹君） もしこれをリース契約するのであれば、いつぐらいから始められる予定で期間はどのぐらいを想定されるのでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） これ一応購入になります。元々10年ぐらいを目途に無停電装置の対応年数は考えております。そういった中で、クラウド方式とか色々、また、いろんな方法が出てきましたら、その時にご提案したいと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 実際に機器は老朽化していますので、購入する方向でとりあえずは挙げといっても良いんですが、検討されて、クラウド方式が良ければ、また今後の補正の方でですね、ちょっとお答えをいただきたいのですが、どうでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） ちょっと検討して、またお話ししたいと思います。

1番（吉田精二君） 19ページの道路橋りょう費の修繕費120万の件ですけども、説明では、ガードレール等の修繕と言われましたけれども、もう少しちょっと、内容を詳しく説明をお願いします。

建設水道課長（稲森一彦君） グリーンベルトであったり、センターライン、これは消えている所もございます。そこら辺の設置と、あと併せまして、ガードレールにつきましても、ある路線なんですけども、そこで3ヶ所ほど、転落防止としてガードレールを設置したいというふうにしております。このガードレールにつきましても、区長さんからの要望もございましたので、そこら辺に伝えていくということではしております。

1番（吉田精二君） ガードレールの設置ですね、それとちょっと、一般論でお伺いしますけども、道路橋りょうというのか、ガードレール、ガードパイプの修繕の件なんで

すけども、例えば、ある方が当てて、壊れたところの修繕の場合に、当てた方の負担をするべきかっていうことは、どう考えていらっしゃるでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 今までにもそういうケースがございますけれども、そこは、当てられた方と言いますか、その方が対応されて、保険ですね。そこら辺で対応されているということになっています。

2番（西 靖邦君） 19ページのですね、防火水槽設置は700万の補正をしてありますけども、これ最終的に一基辺りなんぼなんですか。

総務課長（西村洋一君） 大体1,000万以下かちょっと超えるぐらいだと思います。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、「湯前町一般会計補正予算（第7号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査のため、明日12月12日の1日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月12日を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月13日午前10時に開きます。

議事は、補正予算等を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで散会します。

- - - - -

散会 午前11時58分

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (水)

令和5年第10回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和5年12月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- 日程第 1 議案第61号 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 2 議案第62号 令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 3 議案第63号 令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 4 議案第64号 令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第 5 議案第65号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について
日程第 6 同意第16号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 7 発議第 2号 湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第 8 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第 9 議員派遣について
日程第10 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第11 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍 次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷和人							
教	育	長	中村富人	総	務	課	長	西村洋一		
税	務	町	北崎真介	教	育	課	長	浅田徹		
保	健	福	高木堅介	建	設	水	道	課	長	稲森一彦
企	画	観	伊藤賢一郎	農	林	振	興	課	長	高橋誠
会	計	管	中園誠二							

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 5 年第 10 回湯前町議会定例会、第 7 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 61 号 令和 5 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

議長（金子光喜君） 日程第 1、議案第 61 号、「令和 5 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） おはようございます。本日の議会どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第 61 号、令和 5 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,219 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,244 万 2,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、一般被保険者療養給付金等の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

税務町民課長（北崎真介君） 皆さんおはようございます。議案第 61 号、令和 5 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から願いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費には、人事院勧告等による不足分及び人員不足による時間外増加分を計上しました。

節 10 需用費にはプリンタートナー代等 4 万円を、節 11 役務費には不足する通信費 2 万円を計上しました。

また、節 12 委託料の 132 万円につきましては、国民健康保険税条例改正にてご説明しました、令和 6 年 1 月 1 日から始まります、国民健康保険の産前産後の保険税免除制度ですが、その国保税システムに計算過程のプログラムなどの機能を追加して、帳票や収納システムへの表示などを対応させるためのシステム改修費となります。国より、特別調整交付金による財政支援の対象とする予定とされております。これは、先般の未就学

児均等割額の減額措置の際のシステム改修業務委託料の財政支援と同様の手法となっております。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、当年度実績及び見込みと過年度実績平均を勘案し 6,156 万円を計上しました。受診の逡増も見受けられますが、長期化した高額療養者が数名程度おられ、また、他にも高度な手術、治療を受けられたケースが 3 月ほどあり、予算が不足する恐れがあるためでございます。年々、被保険者数も減少して来ており、医療費総額も下がってくると思われる中で、当初予算も令和 4 年度よりは増加して計上はしていましたが、こういった想定以上の高止まりに加え、突発的な高度な手術、治療といった理由により、1 人当たりの医療費も上昇してきており、これからの時期、新型コロナ、インフルエンザの流行も考えますと、令和 3 年度、令和 4 年度に引き続き補正せざるを得なくなっております。ご理解いただければと思います。

また、目 3 一般被保険者療養費につきましては、当年度の実績及び見込みと過年度実績とを勘案し、予算不足の恐れがあるため、5 万 2,000 円を計上しました。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、節 18 負担金補助及び交付金 1,875 万 5,000 円につきましては、先ほどの療養給付費と同様に、当年度実績及び見込みと過年度実績平均を勘案し計上しました。要因につきましては、療養費と同様に高額な療養費が長期化している事と、高度な手術、治療があったためでございます。病名や年齢等は差し控えたいと思いますが、偏った病気ですとか、地域性、年代等は無いようでございます。医療費が 100 万円を超える方が 1 月で 7 名ほどある月や、1 人で 200 万円、300 万円となる方も散見されるところでございます。今後も、実際にその増減に著しい変化がありましたら、3 月までに調整して補正をお願いしたいと思っております。これら款 2 保険給付費については、県より普通交付金にて手当されます。

続きまして、歳入を説明します。7 ページをご覧ください。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金に、先ほど歳出の款 2 保険給付費で説明しました額の総額と同額の 8,036 万 7,000 円を計上しました。また、同じく節 2 特別交付金にも、歳出の款 1 総務費でご説明しましたシステム改修に係る 132 万円を同額計上しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 職員給与費等繰入金に、50 万 8,000 円を計上しました。歳出でご説明しました人件費及び事務費に係る経費と同額になります。これは全て法定内での繰り入れです。

歳入歳出それぞれ 8,219 万 5,000 円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2番(西 靖邦君) 8ページの項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節18においてですね、不足が見込まれるということで6,156万円を補正してありますが、医療費の増加の抑制を図るためにですね、ジェネリック医薬品の使用促進等の推進にも努めておられると思いますが、令和5年3月診療分のジェネリック医薬品の使用割合がですね、全国平均は80.89パーセントになっております。本町の使用率ですけど、何パーセントでしょうか。

税務町民課長(北崎真介君) すいません、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、改めてお話ししたいと思います。

2番(西 靖邦君) それと、本町の使用率の割合ですけども、熊本県内でどの辺の位置にあるか、それも一緒をお願いします。

議長(金子光喜君) 西議員、今の質問は後からの回答という形でよろしいでしょうか。

2番(西 靖邦君) はい。

議長(金子光喜君) 採決の時には、そのことに関しては問題ありませんか。

2番(西 靖邦君) はい。

議長(金子光喜君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第2 議案第62号 令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(金子光喜君) 日程第2、議案第62号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案ついて、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第62号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算

第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,156万3,000円とするものでございます。

給与改定等に伴う人件費等の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第62号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。8ページをお願いいたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費につきましては25万1,000円を計上しました。

節2給料から節4共済費におきましては、一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正に伴い、算出した額をそれぞれ計上しました。

次に、歳入になります。1ページ戻っていただき、7ページになります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきまして、歳出でご説明いたしました、人件費分の25万1,000円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第3 議案第63号 令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（金子光喜君） 日程第3、議案第63号、「令和5年度湯前町介護保険特別会

計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第63号、令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ140万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,979万3,000円とするものです。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、制度改正に伴うシステム対応委託料の補正等でございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。よろしく願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） それでは、議案第63号について、ご説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出をお願いします。

款1総務費は、一般職及び会計年度任用職員の人件費と介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料について計上しました。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料は、介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料105万6,000円を計上しました。内容は、第1号被保険者保険料の低所得者に対する軽減率の見直しなどに対応するものでございます。財源として2分の1ずつを国庫補助金と一般会計繰入金、事務費繰入金に計上しました。

款3地域支援事業費は、会計年度任用職員の人件費を計上しました。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをお願いします。

款1保険料、款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金は、地域支援事業費の財源として、それぞれの負担割合に基づいた額を計上しました。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の町負担分を計上しました。

目5その他の一般会計繰入金は、歳出で計上しました総務費分を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2番（西 靖邦君） 8ページの節12の介護保険制度のシステム対応委託なんですけども、これ2024年度ですかね、3年に1回の改正の介護保険制度改正が予定されておるといことなんですけども、そのシステムの改修費は、また来年の補正かなんかであるんですか。

保健福祉課長（高木堅介君） 今回の改正は6年度に改正が予定されてる内容に対応するものでございまして、まだ国の方で検討中ということで、年内には詳細がわかるという情報を得ております。そういった状況です。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第64号 令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第64号、「令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第64号、令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費等の補正、下町橋配水管布設工事費の補正等でございます。

詳細につきましては、課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第64号、令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

2ページの上段です。第2条、収益的収入及び支出の補正になります。

湯前町水道事業会計、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款、水道事業収益は財源の組み換えを行うものです。

次に支出です。

第1款、水道事業費用6,536万9,000円に239万1,000円を追加し、6,776万円とするものです。今回の補正は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の重点交付金に関する補正予算で、8月分から11月分までとしていた水道使用料の基本額の免除を令和6年1月分まで支援するため、一月1,540円の2ヶ月分462万円の財源の組み換え

を行い、また、本年度の漏水調査結果により、漏水箇所修繕に不足する修繕料と一般会計と同様に職員の給与に関する条例の改正に伴う増額分を補正するものです。

次に下段です。

第3条、資本的支出の補正になります。

予算第4条、本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,762万9,000円を3,112万9,000円に過年度分損益勘定留保資金2,308万8,000円を2,658万8,000円に改め、第1款、資本的支出1億685万7,000円に350万円を追加し1億1,035万7,000円とするものです。今回の補正は、下町橋改修工事に合わせ、添架してある配水管の布施換えの工事請負費を補正するものです。

3ページをお願いいたします。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、一般会計と同様に、職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、補正後の職員1名分の1年間分の予算とするものです。

第5条、他会計からの補助金につきましては、水道料金軽減事業のため、一般会計からの補助金を受ける金額は12月の補正額462万円を追加し、1,403万4,000円とするものです。

10ページをお願いいたします。

令和5年度湯前町水道事業会計補正予算(第4号)見積の基礎により、ご説明いたします。10ページの上段の収益的収入及び支出です。

収入は、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料を水道料金軽減事業に伴う分として462万円を減額し、項2営業外収益、目4一般会計補助金に減額した462万円の組み換えをするものです。

支出は、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節4修繕料に給水管修繕で不足が見込まれる220万円を補正しました。また、目4総係費の節1給料から節4法定福利費につきましては、給与条例改正に伴います増額分を補正しました。

10ページの下段の資本的支出です。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2給配水設備改良費、節1工事請負費に下町橋配水管布設工事として350万円を補正しました。なお、タブレットの方に下町橋改修工事に伴う配水本管布設工事の概要を載せておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、「令和5年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第65号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第65号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第65号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,457万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億4,352万4,000円とするものです。

主な補正につきましては、物価高騰対策低所得者世帯支援給付金に係る各種経費と中心経営体農業機械導入支援事業補助金の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（西村洋一君） それでは、議案第65号、湯前町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。

事項別明細書の歳出11ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目15物価高騰対策給付金事業費に4,348万3,000円を計上しました。

節3職員手当等は支援給付金の給付にかかる時間外勤務手当等11万3,000円となります。

節10需用費7万4,000円を計上しました。事業にかかる消耗品費5万円と封筒の印刷製本費2万4,000円となります。

節13役務費19万4,000円を計上しました。対象世帯への通知にかかる通信費12万6,000円、口座振込手数料6万8,000円となります。

節12委託料145万2,000円を計上しました。事業にかかるシステム改修委託料となります。

節 18 負担金補助及び交付金 4,165 万円を計上しました。7 万円給付する世帯 5 9 5 世帯を想定しております。なお、財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の国が示しました、交付限度額 2,882 万 6,000 円を歳入に計上しておりますが、最終的には事業完了後に対象となる経費は全額が交付される見込みであります。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金 108 万 7,000 円は、中心経営体農業機械導入支援事業補助金の申請が 1 件ございましたので、その補助金の額を計上しました。

次に、歳入です。10 ページをご覧ください。歳出の説明の際に説明したものの以外の歳入について説明します。

今回の補正財源として、款 19 繰越金 1,574 万 4,000 円を計上いたしました。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号、「令和 5 年度湯前町一般会計補正予算（第 8 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 6 同意第 16 号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（金子光喜君） 日程第 6、同意第 16 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 同意第 16 号、湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所： 熊本県球磨郡湯前町 1 9 5 5 番地

氏名： 藤岡 祐子さん

現在、1 期目の教育委員として、ご活躍をいただいております。また精力的に教育活動に携わっていただいております。

人格識見ともにすぐれ、教育委員として最適者であり、継続してお願いしたいと思いますので、議会の皆様方に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第 1 6 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

議長（金子光喜君） ただいまの出席議員数は議長を除き 9 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条、第 2 項の規定によって、立会人に、倉本議員、山下議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。それでは、1 番議員から順番に投票願います。

議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。倉本議員及び山下議員、開票の立会をお願いします。

議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票です。

以上の通り、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第 16 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

- - - - -

日程第 7 発議第 2 号 湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第 7、発議第 2 号、「湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は、黒木議員ほか 4 名から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6 番（黒木龍次君） このことにつきまして、議会運営委員会より発議させていただきます。発議第 2 号、湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正により、議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間 300 万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能となりました。しかし、事務執行の適正を確保するという地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を変更するものではないこと、一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表するなど、議員個人による請負の状況の透明性を確保する取り組みを併せて行うことが適当であるとの総務大臣通知に基づき、新たに湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものです。

条例の詳細は事務局長に説明させます。以上です。

議長（金子光喜君） 詳細については、議会事務局長に説明させます。

議会事務局長（赤池昌信君） それでは、発議第 2 号、湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど黒木議員からありました通りですので、私から条例の詳細について、ご説明いたします。

まず、第 1 条目的でございます。湯前町議会議員が湯前町に対し請負する者又は支配人である場合における、請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としております。

第 2 条では、議長に対する報告について、その時期、報告する事項の内容を規定しております。議員は毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、前会計年度における湯前町

に対する請負について、議長に対し請負ごとにア～エまでの事項を報告することにして
おります。

第3条では、報告の一覧の作成及び公表について規定しております。

第4条では、報告等の保存及び閲覧等について、当該報告をすべき期限の翌日から起
算して、5年を経過する日まで保存しなければならない。また、議長に対し、保存され
ている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができるとしております。

最後に附則についてでございます。この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月
1日から始まる会計年度における請負から適用する。としております。

以上説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、「湯前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定に
ついて」を採決します。

黒木議員ほか4人から提出された条例案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、発議第2号、「湯前町議会議員の請負
の状況の公表に関する条例の制定について」は原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第8 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

議長（金子光喜君） 日程第8、「委員会報告」総務厚生文教常任委員会における所
管事務の調査が終了しタブレットに掲載の通り、報告書が議長宛に提出されております。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了しタブレットに掲載の
通り、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。
以上で企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

- - - - -

日程第 9 議員派遣について

議長（金子光喜君） 日程第 9、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通り派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。従って議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表の通り派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

- - - - -

日程第 10 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 10、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 11 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 11、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 1 2、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 4 条の規定によって、タブレットに記載の「次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で、すべての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これで、令和 5 年第 1 0 回湯前町議会定例会を閉会します。

- - - - -

閉会 午前 1 0 時 4 9 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員